

国立大学協会

會 報

昭和30年6月

第8号

ユネスコ・平和・大学
| 第八回ユネスコ総会に列して |

… 森戸 辰男

随 想

… 山 田 穰

日本の青年はどこに行こうとしているか… 松山 基範

… 平沢 俊雄

一、事業報告

第拾回総会・役員会・委員会

… 等

二、会計報告

昭和二十九年年度決算

昭和三十年年度予算案

三、彙 報

会則・役員及び委員一覧表

… 等

会 報

(第八号)

国立大学協会

目 次

頁

二、会計報告

5、役員会(昭和三〇・四・二八・)……………三二

ユネスコ・平和・大学
——第八回ユネスコ総会に列して—— 副会長 森戸辰男……………一
随 想 九州大学長 山田 穰……………六

日本の青年はどこに行こうとしているか

山口大学長 松山基範……………七

随 想 大阪外国語大学長 平沢俊雄……………一〇

三、彙 報

昭和二十九年年度(自昭和二十九年四月三十一日) 決算……………三二
昭和三十年年度(自昭和三十年四月三十一日) 予算案……………三二
至昭和三十一年三月三十一日

一、事業報告

1、役員会(昭和二九・一〇・一八・)……………一四
2、第二常置委員会(昭和二九・一一・一八・)……………一四
3、役員会(昭和二九・一一・一九・)……………一五
4、第拾回総会(昭和二九・一一・二〇・の両日)……………一五

1、国立大学協会会則……………三三
2、各役員及び各委員一覧表……………三四
3、奈良学芸大学長能勢朝次殿御逝去……………三六
4、学生就職対策本部設置要綱について……………三六
5、大蔵当局との大学財政懇談会……………三八
6、第三、第四常置委員会専門委員会(昭和三〇・五・一一・)……………三八

ユネスコ・平和・大学

— 第八回ユネスコ総会に列して —

森 戸 辰 男

世界平和における二つの不連続線

現在の国際状況からみて、世界の平和にとつて特別の関心に値するものは、個々の国家の間の関係もさることながら、「二つの世界」という言葉で示されている共産国家群と自由国家群との間の関係と、「東・西」という言葉で現わされているアジア・アフリカ諸国と西欧的な欧米諸国との間の関係ではないかと思う。したがつて平和をめざす国際的諸運動を評価する基準は、この問題の解決、すなわちそれらの間の緊張の緩和、理解と協力の促進にどれだけ寄与するか、に求められてよいであらう。

総会に集つた国六十九

私は、昨年十一月二日から十二月十日まで、ウルグワイ国の首都モンテヴィデオで開かれたユネスコ第八回総会に、政府代表として沼田学長、茅学術会議会長らとともに出席した。この会議は上記の点で何を為しえたのであらうか。

ユネスコ加盟国は現在七十二である。そのうち六十九ヶ国がこんどの総会に出席した。世界の国の数が九十余あり、そのうち国連加盟国が六十であることを考えると、この点では総会は極めて高度な国際性をもつていた、といつてよい。特に注意に値するのは、此度始めてソ連、ウクライナ、白ロシアが参加し、それにチエツコ、ポーランド、ハンガリーが復帰したので、共産圏の六ヶ国が代表されている、ということだ。

また、会場でうけた私の印象によると、アジア・アフリカの有色人種を代表する国々が相当に多い。これを事実にも、アラブ諸国十一と東南アジア諸国十四を合せれば、西欧の十八ヶ国より、米・加・濠を加えても、多数になるのである。(このほかに、イベリア文化圏とよばれる中・南米の十九ヶ国が一大勢力として存在していることも忘れてはな

らない。)このようにして総会は少くとも「二つの世界」と「東・西」との間の話し合いの場となつたことは疑いない。

国際理解と協力のための教育

さて、会議の実質はどうであつたか。ソ連の初参加もあつたので、会議は相当地に荒れるのではないかと心配された。が、実際には、案外穏かに進行し、ユネスコのめざす国際理解と協力に一步を進めえたことは、時節柄、極めて喜ばしい。これには共産側における平和攻勢政策の影響が大に手伝つたであらう。また、ユネスコの主な分野が国連のように政治でなく、教育・科学・文化にあることにもよる。しかし根本的には、国際的理解と協力の推進をめざすユネスコの使命が、両側の参加諸国によつて理解された結果であつたに違いない。

いうまでもなく、ユネスコは教育・科学・文化を通じて、世界の平和と人類の福祉を増進することを目的とする国連の専門機関であるから、これを国際的な平和と教育機関とよぶことは正しい。ユネスコが創立以來、その活動の基本性格を「国際理解のための教育」に求めて來たのは、これがためであつた。しかし、ユネスコもやがて創設以來十年を迎えるので、その活動の基本性格について再検討する必要がある。この目的のために「国際理解と協力のための教育」の原則と方法を研究する専門委員会―私はその一員であつた―を設け、その討究の結果である「報告」を総会で審議して、これを採択したのである。

この報告は「国際理解と協力のための教育」の大切な理由を次のように説いている。近代社会は無限に複雑なものとなり、旧い生活の仕方から新しい仕方が変化する速度は、いよいよその速力を増し加えつつある。人間は今日自分の環境の姿を変え、自分の同胞を善い方にも悪い方にも感化することのできる、新しい力を持つていたつた。けれども彼らはまだこの力を賢明に使用することを学んではいない。その結果、不安と憂慮の既存原因に一群の新たなものが附け加わり、しかもこれらすべては余りにもたやすく敵対行為に変換されるのである。さらに「所在豊饒」という遠い昔からの夢が、今日現実に可能なものとなつた。そしてまさにこの事実によつて人々は新たな希望を与えられたが、と同時にその反面では人々がこの目標を達成しようと相争うために、かえつて新たなテ

ンションが惹き起されるのである。そうして国民集団は、経済的にも工学的にも、日々ヨリ緊密にかつヨリ多く相互依存の関係を深めていつているのに、別々の目的を追求し続けている。あげくのは今日、原子力破壊の怖ろしい恐怖が附加してきた。かようにしてこれら新しい力とテンションと恐怖の作り出す諸々の問題が、児童のであれ成人のであれ、すべての教育者にたいして、新しい性質と大さの課題をもつて立ち向つてゐる。人々は広範にわたる種々の新たな技能を教込まなければならぬだけではない。小集団から次第により大きな集団に、そして、最後には、全体として世界社会にまで移行する仕方を見出すことが、教育の意識された目的とならなければならない。この関連において重要な問題は、国家的な利害・忠誠と、国際的なそれらとの間の関係の問題である。ここに両者の衝突の存在することを否定するほど、愚かなことはなからう。否、それは危険なことではある。しかし自国にたいして忠誠な市民であることは、世界的な精神をもつことと矛盾するものではない、ということ、また国家の利害は、国際的な利害を無視すれば、却つて傷つけられざるをえないのだ、ということ教えるのは、可能であるし、かつ必要なことでもあるのであつて、ここにこそ教育者にとつての決定的な課題があるのである。

かような見地に立つて、専門委員会は将来の事業計画に関して言つてゐる。ユネスコはこんどの事業計画において重点が変更されたからといつて、これまで「自然科学、社会科学及び文化活動の諸部門によつて育成されてきた創造的活動の継続的な活潑な支持を後退させるようなことがあつてはならない。」さらに、「拡大技術援助計画においても、技術援助に関する通常計画においても、国際理解の要因にすつとより多くの重点のおかれる必要がある、と委員会は考へる。各々の技術援助プロジェクトはそれ自身の特殊の目的を持つと同時に、あらゆる場合においてその二次的目的は、国際理解であるべきだ。それゆゑ、技術援助プロジェクトに携わるあらゆる専門家は、彼の使命のこの面のために自らを準備するにあつて、明確なガイダンスを受けなければならないのである。」

かような「国際理解と協力のための教育」の展開にあつて、ユネスコは、大学とその所屬者に特別の期待をかけてゐる。というのは、大

学が歴史的に国際性の豊かな伝統をもつ施設であり、そこに育成される科学と人文が超国家的のものであることだけではない、新時代に処する大学が、その研究と教授において、教室外及び学園外の教育活動において、さらに教師と学生及び研究成果の国際的交換において、「国際理解と協力のための教育」のセンターとなり推進力となることに強い期待をかけてゐるからである。

「平和共存」の問題

総会は国際理解と協力のための教育が全ユネスコ活動の「基石」であることを確認するとともに、「二つの世界」の問題に関連しては、「平和協力」の決議を満場一致で通過した。この決議が、ソ連の初めて参加したこんどの総会で、満場拍手のうちに採択されたことは、その意義が極めて深い。

この決議の成立した経過をみると、初めに、中立の立場にあるインド政府の提案した「平和共存」に関する決議案があり、これにたいして自由国家側の米国からの修正案と共産圏側のチェッコからの修正案が出て、この三つが統合されて「平和協力」に関する決議となつたのである。

この決議には少し註解を加えておく必要がある。というのは、インド政府の提案した「平和共存」の決議案が「平和協力」の決議案に変更されたのは、このたつた二字の書替えにすぎないのだが、それには極めて大きい意味が含まれてゐるからだ。わが国では「平和共存」という言葉は、その生れた政治状況から切り離されて、抽象的な観念として、無批判に歓迎されているように見える。けれども、外の世界では決してそうではない。そこではソ連の造語した「平和共存」は、平和攻勢の一環として、ソ連が不利となつた権力政策の釣合いを取戻そうとしてうちたてた非武力的な補強策にほかならないものとして、その実質を捉へてゐる。事実、「平和共存」の根本の狙いは、心の底から相互の理解・信頼・協力を増し加えようとするよりも、当面の権力上の不釣合を補うために採られた転形した権力政策である、というのがその正体であるらしい。

「平和共存」が、かようなものであるとして、しかしユネスコはこれ

にノータッチでいてよい、と考えたか。決してそうではない。というのは、よしんばそれが権力政策の変形であり、力の均衡を取戻すまでの謂わば、「戦争の幕間」の措置にすぎないにしても、つまりそれが一時的のものであり、表面的のものであるにしても、当面する戦争の危機を回避しようとするこの機運と状勢を見送るという手はあるまい。そうではなく、積極的にこれを捉えて、これを戦争の幕間から真実の平和の段階に作り上げるために、全力が傾けられなければならない。

ところで、この変形された権力政策にほかならぬ「平和共存」を、本當の平和政策に転換するにはどうしたらよいか。それがためには、一般政治の面は別として、ユネスコの分野では、諸国家の間に理解と信頼がなく、唯だ武力闘争のみをさける程度の対立的な併存に、精神的な裏付けを与え、唯だ武力闘争のみをさける程度に併存に、精神的な裏付けを与えることに優るものはない。そして「国際理解と協力のための教育」を基調とし、広い意味での文化の交流をすすめ、人間の心の中に「平和の砦」を築くことを目的とするユネスコの活動こそ、最もよくこの要請に答えるるのである。

技術援助の一環としての基礎教育

「二つの世界」の平和協力とならんで、「東・西」の問題にたいして総会の強調した方策は、技術援助の一環としての基礎教育と、「東・西」の文化交流、わけても第一のものであつた。このことは、このたびの総会で採択されたユネスコ事業計画のリモデリングと深い関係がある。というのは、総会は執行委員の提唱したリモデリングの方針に従い、事業計画と予算が単純化され重点化されることとなつた。そしてその結果、未開発国にたいする技術援助と加盟国政府又は国内委員会の活動が重視され、教育の分野を中心としたユネスコの全活動において、基礎教育が特にクローズ・アップされたからである。そのことは、基礎教育がこのたびの事業計画中で最大のウェイトを与えられ、予算的にも、その費用が予算の一三多、教育予算にみれば、その半分にあたることからもわかる。

ユネスコの定義するところにしたがえば「基礎教育とは、正式教育の恩恵に浴さない児童および成人が、その直接の環境の諸問題ならびに市民および個人としてのその権利および義務を理解し、かつ、その属する

共同社会の経済的および社会的進歩に、より効果的に参加するのを助けることを目的とする、最小限かつ一般的な教育をいう。基礎教育は、適切な生活水準を得るための欠くべからざる条件たる最小限の知識と技術とを与えるものであるという意味において、基礎的なのである。それは、保健、農業その他同様な技能提供における作業の効果を十分にあげるための必要条件である。また、基礎教育は、この知識と技能とを、そういう人たちが自身だけのために分与するものではないという意味において、一般的なのである。さらに、基礎教育は、活ばつた方法を用いる。基礎教育は、環境の中における実際の諸問題に関する関心に焦点を合わせる。こういうやり方で、基礎教育は、個人と社会との両方を啓発しようとする。

なお、基礎教育は、適切な初等学校制度のない処にいる児童と、教育の機会をうばわれた成人とに、関係をもつのである。基礎教育は個人の努力を通じて、また、共同社会の生活を通じて、それらの人たちの啓発に適するあらゆる方法を活用するものである。」

かような基礎教育が実質的にみて、アジア・アフリカ——部分的には中・南米をも含めて——の未開発諸国にたいする西歐的な欧米諸国の物質的・精神的援助を意味し、それが東西の緊張の緩和に役立つものと考えられたことはいうまでもない。

この活動の分野、とりわけてアジアにおける計画の実行において、日本の担うべき任務は極めて重く、大学関係者の分担すべき役割の大きいことも、想像するにたたくない。例えば最近、技術援助の面で海外に赴いた六人のうち五人が、すなわちブラジルへの薬学の橋本助教、トルコへの地震学の萩原教授、インドへの電子工学の宇田教授、メキシコへの水理学の岩井教授、リベリアへの化学の河井教授であることによつても、この領域の活動において大学関係者の協力から多くが期待されることとがわかるであろう。

ユネスコにおける創造活動と教育普及活動

特殊な地域活動と技術援助・基礎教育に特別の重点をおくリモデリングの方針にたいして、二つの強い批判がなされた。

その一つは、かような地域的・特殊な基礎教育の重点化は、その結

果として、基本的・一般的な「国際理解と協力のための教育」が軽視せられ、具体的にも一方的な文化の導入となつて、正しい意味での国際理解と協力を妨げる危険がありはしないか、という点である。この点は、さきにふれた「国際理解と協力のための教育」専門委員会によつて強く指摘されている。

他の一つは、技術援助・基礎教育にみられる開発の遅れた諸国の文化的・生活的水準を上げるための科学文化の具体的な普及活動を極度に重ずることは、その反面、平和と福祉のために必要な基本的な科学・技術と文化の創造的活動への援助を減廃することによつて、その発達を遅らせる結果となりはしないかという心配である。例えば、ユネスコは自然科学においては、原子力の平和的利用、乾燥地帯、湿熱地帯、海洋資源の研究等々を、社会科学においては、社会的諸問題の平和的解決方法、工業化の社会的諸問題、国際的諸事業の評価技術に関する研究等々、文化活動においては、民族や国家や宗教やイデオロギーの偏見に捉われない「人類の科学的文化的發達史」の編纂等々の如きの推進を強く念願しているのであるが、特殊の地域活動に重点をおくりモデリングによつてこれらが困難にされる危険が感じられるのである。

ユネスコ本来の使命をよく考えると、それは単に、既成の科学上・人文上の成果の伝達・普及によつて、世界平和と人類の福祉を進めて行くだけでは足りない。世界の平和と人類の福祉のよつてたつ基盤となるような、基本的な科学技術と人文の創造的活動を、それも権力政策の見地からでは、また利潤追求の視点からでは、十分な或は何らの支持も援助もえられないようなものにたいして、積極的にこれを助成し奨励してゆかねばならない。そうして、この点でもまたユネスコは学芸の進歩を使命とする大学に特別の関心を向けるわけである。

ユネスコと大学

世界の平和と人類の福祉の見地から教育・科学・文化の進歩と普及を使命とするユネスコが、高等教育機関としてまた科学人文の研究機関としての大学に、特別の関心を持つのは、当然のことである。このことはユネスコの源流の一つが、国際連盟知的協力委員会―わが新渡戸博士が国際連盟事務次長としてその担当責任者であつた―であることから理

解できよう。

かような理由から、ユネスコは世界の諸大学の間、直接間接に、国際的な接触を育成し、その活動の種々の分野における相互扶助を促進したいと考えた。そしてこの目的をめざして、一九四八年にはユトレヒトに、一九五〇年にはニースに、国際大学会議を提案援助し、その結果、国際大学協会が結成されるようになったのである。この協会はその後引続きユネスコと結ばれた特殊な諮問関係の取決めから利益を受けておるし、またユネスコ本部内に事務所をもつその書記局、すなわち国際大学事務局は、高等教育問題に関して、ユネスコと緊密に協力している。

ユネスコはまたその他の主要な国際的団体及び国際学生組織と常則的な活動上の接触を保つてゐる。それらの多くは、ユネスコと正式の諮問関係を結んでおり、常則的にユネスコによつて援助されている。

ユネスコ書記局の作業計画は、大学にとつて重要な、次のような幾つかの活動を含んでいることを指摘しておきたい。例えば、(一)大学の要求に応じて、書籍及びその他の機器、資材の入手を援助すること、(二)外国からの大学教授を採すのに特定の国々を援助すること、(三)種々の地域に住む科学者同士の協力を促進するために幾つかの地域の又はその他の事務所を維持すること、(四)国際的規模における研究センターの創設を促進すること、(五)教育・科学・文化のあらゆる分野における国際組織に援助を与えること、(六)学術抄録の改善のために努力すること、(七)亡命学生の援助を組織すること、(八)大学に關係する問題を取扱つた多くの出版物を刊行すること等々、の如きである。これらの事業を遂行してゆくについては、ユネスコは多くの国の大学の専門家から多大の協力をえている。

大学にたいする直接の援助となつてゐる次のユネスコ事業についても、ここに記述しておくのがよいかもしれない。

外国留学

Study Abroad これは毎年の出版物で諸国の学生が海外で勉強できるように、政府・大学その他の団体によつて提供された四万五千以上に上るフェローシップ・スカラシップなどの奨学金の一覧表である。それと列んで、海外休暇 Vacation Abroad (講義・研究旅行

・ワーク・キャンプ) 海外旅行 Travel Abroad (旅券手続・修学旅行のための施設) が刊行されている。

海外への出教授 Teaching Abroad これは海外に教職を求めている大学教授の表を掲げたもので、国際大学協会会報の附録として刊行されている。

国連技術援助計画 United Nations Technical Assistance Programme におけるユネスコの分担。この計画によれば、要請に応じて、教育者及び科学者の使節が派遣され、奨学金が与えられ、設備が供与される。

ユネスコ・クーポン制度 Unesco's Coupon System これによつて紙幣国の人々は硬貨国から書籍、科学機器及び視聴覚資料を購入することができ、また承認をえた場合には、教育目的のため海外に旅行する際、その地方の通貨を外国の通貨に兌換することができる。

二年毎に開かれるユネスコ総会には、加盟諸国からの代表が参集するのであるが、これら代表の中にはいつも大学関係が目立つて多い。同時に、執行委員会と書記局も、非常に高い比率で、大学及び高等教育の直接関係者から構成されている。第八回総会の代表についても同様であると思われるが、詳細の数字はまだわからない。しかし、同総会で選ばれた執行委員二十二人的には、その十二人が大学総長又は教授であり、委員長ムダリアル博士はインドのマドラス大学の副学長であることは知られている。

国際大学協会と次の総会

国際大学協会 International Association of Universities は、すでにふれたように、一九五〇年十二月ニースで開かれた国際大学会議において、五十二ヶ国からの一六七の大学及び高等教育機関の代表者によつて創設された。この創立総会には、日本からは横田東大教授、柴田東京都立大学長、伊藤九大教授、米田神奈川大学長等六名が参加している。

この協会の目的は、憲章によれば「あらゆる国の大学及び同種の高等教育機関の間、ならびに一般に高等教育の分野における団体の間に、国際的な水準における協力の中心を造る」にある。

協会の機関は、少くとも五年毎に開かれる総会と総会で選ばれて次期総会までを任期とする協会会長と、協会の理事会と、国際大学事務局と

である。

理事会 Administrative Board は現在、会長にして理事長であるパリ大学総長サライユ博士、副会長で副理事長であるケンブリッジ大学のロバート博士のほか、ヨーロッパ、アメリカ、アジアの諸大学からの十二名の理事によつて構成されている。

現在、協会は五十三カ国における大学及び高等教育機関から選ばれた約二百の会員をもち、日本からは東京大学、東京都立大学、慶応義塾大学、東京工業大学、大阪大学、広島大学、九州大学が参加している。正会員のほかに、準会員に英連邦大学協会とラテン・アメリカ大学同盟とカトリック大学連盟がある。

協会の会員たるの資格は、協会の憲章及び総会への訴願に従つて、理事会によつて付与されまたは取消される。教育と知識の発達を主要目的とする学位授与機関は、大学の名をもつと否にかかわらず、理事によつて入会が許される。しかしこれらの機関は高等教育の水準にたつていなければならぬ。そしてこのことはその教育の性質とその学生に要求される準備教育によつて、ならびにその教授陣の科学的・学問的研究への能動的な参加と、その使用することのできる研究設備の型態によつて、示されるのである。尤も、例外として、理事会は特殊分野の知識に關係のある高い程度の機関を許容することもある。

国際大学局

International Universities Bureau は、協会の常設の書記局である。それは記録・研究・出版の仕事を担当している。それは要求があれば、大学と協力して、高等教育に関する諸事項について情報を提供することができ、また学位の等質性・大学の組織・技術援助と大学・高等技術教育などのような高等教育機関に關係する諸問題についての研究を行う。それは教育問題においてはユネスコと、医学教育に関する問題においてはWHOと協力する。その出版物には (イ) 参考出版物 (ロ) 大学問題の研究 (ハ) 四季刊の国際大学協会の会報 Bulletin がある。

最後に、協会の次の総会は、本年九月十九日より同二十四日までトルコのイスタンブールで開かれ、五十以上の国々からの約二百の会員大学のほか各種関係団体がオブザーヴァーとして会同する。そして総会で

一九五五年三月
東京大学
早稲田大学
法政大学

は一九五〇年創立総会より一九五五年に至る間の諸報告と、一九五五年より一九六〇年に至る今後の事業計画と、同期間の役員選挙が行われるであろう。またこの総会における一般討議の主要議題としては、「急速に変化している社会における大学の役割」が選ばれ、かつこの問題は主として「教師、研究者及び公生活における指導者の一般的及び職業的教育」に及びず大学の影響に関連して、論議されることになっている。

因みに、総会への招請状はわが国の会員大学にはもちろん、オブザーヴァーとして国立大学協会にも来ていて、それらの参加が要請されていることを附記しておく。

なお、国際大学教授協会（IAUPL）と国際大学協会（IAU）との関係については、会報第二号（第一七—二〇頁）登載、菊池勇夫氏の記事を参照せられたい。

随 想

九州大学 山 田 稷

騒 音

四月一日から、福岡市では騒音防止条令というものが施行せられ、年々歳々ひどくなる一方の騒音から市民を守ろうとしているのは真に結構なことである。しかしこの種類の条令というものは、騒音からの市民の安寧保護に必要な最小限度の規正をねらっているのであるから、市民の道義心乃至は自しゆくがな家はうまくゆかぬ惧れがある訳である。案の定実施後の効果は当初期徧したよりは遙かに下廻っているようである。

ところが、九州大学では、この騒音防止条令では如何ともし難い騒音に悩まされ続けているのである。思うにこれは他のどの大学にも見られない、九大だけの特色とでも云えば云える問題ではないかと思う。それは米軍ゼット機の騒音である。一度九大を訪ねられた方ならば「はは、あのゼット機の九大か」とすぐ思い出されることと思う。實際烈しい日には全くうんざりさせられる。

人は習性によつて、環境には慣れやすいものとよく云われるが、そればかりは例外のようである。習性によつて騒音に慣まされる度合よりは、騒音の烈しさ乃至は騒音の増加率の方がはるかに上廻っているからであろうか。

御承知のように、福岡には板付空港がある。日米協定によつて、米国空軍が駐屯しているのであるが、旅客用の日航機も発着している。先般日航機閉め出しの議があつて、地元官民の騒ぎとなり、とどのつまり一応は従来通り許可というところに落つきはしたものの、いつ亦閉め出しをやられるかも知れない不安におびやかされている。現に今日の新聞にも、新鋭ゼットF一〇〇型機の離着陸のために、滑走路を更に二〇〇米延長するという飛行場拡張計画に対し、地元民学生等から強い反対の声が起りつつあるようである。

九大の箱崎キャンパスから板付飛行場迄約二杆足らずの近距離でありしかも当地方では一年中北風の日が多いというので、滑走路は南北に出来上つている。「離陸には向い風に向つて」という鉄則に従つて、離陸するとすぐ九大箱崎キャンパスである。つまり九大は、滑走路の真正面に聳え立つている訳である。だから飛び立つたゼット機が、全開上昇の姿勢で、九大の直ぐ上を超低空で通過するのであるから、そのごう音のすさまじさは全くお話にならない。講義、会議、電話、対談等一切中絶の止むなきは申す迄もない。そしてゼット機が飛び去り、ごう音の静まるのを待つて、さてもうよかるうと、初めかけると又ごう音で中絶の憂き目に遇うというようなことは、最早日々のことであり、格別驚きもしないのではあるが、全く以て憂うつと言ふの他ない。

三、四年前から再三政府に陳情はしたものの、日米協定の壁にぶつかつて、いづれも立消えになつてしまつた。朝鮮事変が休戦となつたときにも、少しは静かになりそうなものと楽しんでゐたのであるが、北鮮に有力な空軍基地が整備されつつあるというので、その対抗の意味から、却つてゼット機の数は日増しに多くなつたようである。

このような騒音被害を、教育、研究の場である筈の大学が、受けていても、尙且つ泣き寝入りしなければならぬという事実は、真になさけないことではある。

現在は戦争はしてないのであるから、云わば訓練中と考えられる。訓練ならば、一日の中、二時間か三時間位の静かに勉強の出来る時間を我々に与えてくれる誠意或は思いやりを要求したとしても、それは必ずしも身の程知らぬ思いあがりとも云えないのではないかと思うのであるが如何なるものであろうか。

当地には数年前から日米連絡協議会というものがある。福岡県駐在の米軍司令官達と、日本側からは、県、市、九大から委員が出て、主として、米軍キャンパスに関する治安風紀等に就て打合せを行うのであるが私の発言は、おのずと飛行機の爆音に触れたがるのは止むを得ないところである。

いつの会合の時であつたか、談たまたま、ゼット機の爆音に及び、私は学生の対米感情を和らぐためにも、是非その善処方を要望したことがある。時の板付空軍司令官故バード大佐は誠に磊落なその風貌に笑をたえつつ

一、飛行機に防音装置を取りつけて、防音に成功すれば、戦略上からも有利であるから約一五ヶ年に亘り研究を続けたのであるが、そうすると飛行機の性能が六〇多に下るので、実用とはならない。

二、無風又は南風の時には、九大と反対の方向に向つて、離陸するよう司令を出してあるが、このような条件の日是一年中極めて少い。

三、この問題の解決策は只一つある。即ち大学が飛行場の何れかを移転することである。しかしこれには多額の経費と時間を要することであつてその実現には多大の困難を伴うであらう。

と答えた後、今後は新鋭ゼット機が急増するから、遺憾ながら爆音は益々ひどくなるばかりであらう。アイム・ペリーソリー、と結んだ。私はこれに対し大いに反論をしたかつたのであるが、英会話の実力が伴わないので、致し方なく、アイム・ペリー・ペリー・エンド・ペリー・ソリーと返事をしたことであつた。

日本の青年はどこと

行こうとしてゐるか

松山 基範

毎年三月が近づく、入学難だ、試験地獄だといつて、日本の言論界を挙げてこれを論議し、青年を幽うつにし、父兄に心配させ、また教育者を興奮させる。そうして四月ともなれば、大風の吹き止んだ後のように、この問題の論議は静まり返つて、一向に顧るものもなく、只受験のための予備校が、年を追うて繁昌して行くのを見るだけである。

そうかと思つと、大学卒業生の就職は、本人にとつては勿論、大学に於ても非常な苦勞の種であつて、ことに今年には就職難が甚だしかつた。大学を卒業しても就職ができないということになれば、大学に入学するという魅力はすつと少なくなる筈かと思つたが、決してそうではない。入学志望者は年々増加して行く。

大学卒業生が就職し尽されぬことも、大きな論拠となつていふと思はれるが、今我々の周囲には、大学の数が多過ぎるから、それを整理統合するとか、または格下げするとかいふ説が屢々称えられて、新設の大学関係者を脅すのである。そうすれば、入学難は益々ひどくなることはいうまでもない。

この青年の進學についての問題は、我々大学を預るものに取つても、徒に苦笑しながら眺めていられないものであつて、直接には、最も大学教育の仕甲斐のありそうな入學生を得ることを考えなければならぬが、また大学に入学できない青年のことも、大袈裟にいえば、日本の青年の行くべき道について、社会問題としても考慮を払はなければならぬ筈である。

大学の問題については、私もいろいろ考えることがある。誰でも考えるであろうが、一般教員のこと、学生への補導のこと、特に我々の大学のように、旧総会大学では勿論なく旧単科大学を含むでもなく、全部が旧

高等学校、旧専門校の集まりで成立した大学の發達の仕方など、本質的に重大な問題を考えていること、同僚各位も同じことだと思ふ。しかし今はそれを置いて、この頃私の考えている青年の行衛のことを少し書いて見ようと思ふ。

二

私が書いて行こうとしていることは、或は私の現在の位置に関係のある、幾分か特殊な考え方もあるかも知れないと思ふから、本文に入る前に、私の周囲のことを簡単に述べて置きたい。

私どもの大学は山口市の主要部の中心にある。山口は山陽線から棄換えて行かなければならないので、大辺な不便な所のように思つてゐる人があるが、小郡駅から自動車で二十五分の距離であつて、しかも小郡駅は特別急行列車も停車する駅であるから、立ち寄つて貰うに少しも不便はない筈である。

山口市は広く農村を包括して、総人口は九万位であるが、主要部は五万足らずで、目ぼしい産業はなく、県庁と大学の町である。その大学は五学部を持つてゐるが、山口にあるのは文理学部と、経済学部と、それから教育学部の本校だけである。工学部と、農学部と教育学部の二つの分校は、それぞれ別の市に分散してゐるから、所謂蛤の足大学として評判の高い所以である。

山口に来て見ると、大学長というものは八百屋のように何事にもすぐ引つ張り出される。それはまた各方面の世間人と接触する機会ともなつて、私のように長い間旧帝大の中に暮して来た人間にとつては、違ふ世間を知る好機となつてゐる。

私が後に述べようとする青年についての考えが、或は私の現在の位置に関係しているかも知れないというのは、山口県の地理的環境と、歴史的背景とを考へるからである。

この県には多数の都市が散在してゐて、特に中心となるような大都市がない。その結果かも知れないが、特に目立つ指導者もないが、一通りの人物がどこにも居る。所が、明治維新以来、山口県からは、政界にも、実業界にも、また軍人にも、多数の偉材を天下に送り出している。それ等の人々の活動の舞台は県内ではなく、主として東京であつた。そ

れで、県内の大抵の実庭で、それ等の日本の指導者といふべき偉材と、或は親戚として、或は知人としての關係を持つてゐるのである。

多くの家庭で、その子弟が大学を卒業して、東京や大阪に出て、大に活躍して、立身出世することを強く望むのは、上に述べたような事情で特にそういう傾向を生じてゐるように見える。これはただその子弟当人の幸福のためだけではない。一人でも偉材が出ると、關係者はその恩恵を被むること期待されるのであつて、それがこの県でいふ所の政治力に物をいはせて、事を解決するということにもなるのである。

三

よそから山口県に来た人は、こちらの人か理屈つぽく、しかつめらしいという感じを受けるものが多い。挨拶でも、談でも、商店の売子の応対でも、皆開き直つたように響くのである。別ないい方をすれば、保守的な風が強いということになる。維新以来続いて偉人が輩出したので、過去を尊敬する風が自然にできて来たのであらう。尤も、明治維新の変更に指導力となつたということは、県人が徒に保守的ではかりあつたとはいはれない。近来でも、川上肇博士を始め、進歩的な思想家も多数に出ている。終戦後数年はそういう傾向の運動が相当に盛んであつたようだが、近来はどうも保守的な動きが強過ぎる程盛り返して来ているように見える。

教育上にも勿論これは現はれて来る。例えば高等学校の男女共学問題のようなことである。私は山口に来るまで、京都や大阪に住んでいたが、新学制になると、その辺までは真剣に男女共学を實行して、昭和二十四年頃になると、最早動かすことのできない効果を挙げた。二十四年六月に山口に来て見ると、一応は男女共学の制度だといふのであるが、前の中学校の方の東高等学校には男子だけ、前の高等女学校の方の西高等学校には女子だけの生徒を收容していた。聞いて見ると、男女共学の建前だが、入学志望者が一方は男子だけ、一方は女子だけ志願して来るので、自然に別々になるのだといふことであつた。勿論これは詭弁であつて、男女共学を實行しようとする努力は殊更にしないでいたのである。

その翌年に、占領軍教育情報部からの敕命もあつて、共学を實現するために、東西高等学校は一つの学校に組織されて、四年間に次第に落ち

着いてきたように見えていたが、昨年からまた多くの学校で、前のように別々の学校で教育が行はれるようになった。

これには二通りの意味がある。一つは女子が男子のように教育されることは不要で、やはり昔のようなおとなしい存在として仕付けられなければならないというのである。今一つの理由は、大学進学問題に関係があるのであつて、女子を男子といつしよに教育しては、充分の学力をつけてやれないというのが強い理由なのである。

四

新制大学の発足した和年二十四年六月に、私が山口に来て以来、努めて高等学校長諸君と懇談するようにして来た。私の目的は、こういう機会を作つて、共に青年の向ふ道を論じたいといふのであつたが、実際には入学試験について質問や要求が出るだけになつていつた。それ等の話題の内でも、特に実業高等学校の校長からは、その卒業生のために、それぞれの専門の学部の入学者の中に一定数の枠を設けようという要求が屢々出た。私もこれには同意しなかつた。但し若干の科目を置き換えるような処置を、せいいつばいの同情的取扱ひとして説明した。

この問題は二つのことを含んでゐる。一つは、普通高等学校卒業生のための道がそれだけ狭められるので、その方面から当然の苦情が出るのである。勿論実業高等学校の卒業生の道を妨げる意向は持たないので、只何れも同じように受験させることが当然と考えなければならぬのである。今一つの問題は、実業高等学校の教育は、それ自身一つの完成教育であつて、卒業生は職業人として就職できるように教育されている筈であつて、特別の取扱ひまでして、大学への進学を奨励する必要があるとは考へられないのである。

県内の高等学校長を一堂に集めての懇談は、形式的になり過ぎるようには思はれたので、この一二年は私が地方に出かけていつて、地域別に数人の校長と懇談するようにして見ると、いろいろ効果を新にするように思はれて来たが、結局は大学進学のことを主な話題になつて来る。

初めの頃には、高等学校では物理も科学も修めないで、理科では生物と地学とで入学試験をうけて、それが大学で物理学とか機械工学とかを専攻することを希望していたりする者があつた。免も角も入学しなければ

ばお話にならないという訳で、高等学校でそんな指導をしたらしかつた。それでは入学はできても、到底大学の課程についていけないということの説明しなければならなかつたが、この点は近来高等学校の指導方針が變つて、よくなつて来ている。尤も入学できたなら、一般教育でそれを取り返せるなどと、甘く考えていた点もあつたようだ。

五

高等学学校で今大学入試験の受験準備教育に大量になつてゐることは一般に知られてゐる所である。卒業生の大学への入学者を多く出す校長殊に東京大学や京都大学等に入学者を出す校長程、えらい校長として認められ、抜擢されることになる。教育庁でもそうする。父兄もそういうことを要望する。

これは教育の邪道である。教育は小数の勝れた人を出すことだけではなく、一般の国民の意識を啓発してやるのである。でも高等学校長は、そういうのは只理屈である。実際には父兄の要求、社会の要永に応じた教育を行はなければならぬと主張する。それも一応の考え方ではあるが、Deweyも主張したように、教育は社会の現在の状況に應ずるよう努めるといふよりも、その次に続く有る姿を透察して、それに適するよう教育が行なはれなければならないのである。

今の日本に於ては、学問にしても、技術にしても、その他に於ても指導者層に於ては、世界のどの国に較べても、そうひけを取る訳ではない。けれども一般国民の社会意識の現状は、先進国に較べて可なり負けていると考へなければならぬ。それではまた小数の指導者に誤られる危険がないとはいわれない。今の日本は、大衆の社会生活の自覚を強く要求すべきである。これに應ずる教育が必要なのである。

六

一昨年頃から、私の接する高等学校長の中に、少し違う考へ方をする人たちが現われて来た。それ等の高等学校では父兄の方から現状について悲鳴が上つて来たのである。学校で受験準備をやたらに強化して、相当の成績のものが十数名も東京大学の受験に行つても、実際入学するのは二三名位で、その他は郷里に帰るも面目ないといつて、名ばかりのよるな東京の大学に入学し、学校には行かずに、よからぬ風習を追うもの

が続出する。それよりも地方の大学に落ちついて勉強することを望むように、又大学に入学できない学生も、高等学校の教育をもつと充実してやつて貰いたいという要求になつて来たのである。そのために私は招かれて、父兄とも、教師とも、又生徒とも何回かその問題を話し合つたのである。

私は終戦直前に京都大学を定年で止めて、占領軍が来てから、その学校で頼まれて三年四ヵ月程、兵隊や将校に数学や理科を教えた経験を持つてゐる。その機会に相手にした兵隊は、高等学校の三年生が多かつた彼等に、米國に帰つたらどうするか聞いて見ると、或ものは、父親も兄もカーネル大学の卒業生だから、自分とそこに行きたいといつてゐた。今一人は、ウイスコニン州のものであつて、州立大学は遠方にあるが、自分の町にも小さいけれども大学があるから、自分はそこに行く。学校で教わるのはどこでも大体同じだといつてゐた。更に他のものは、自分は大学など行かないで、直に就職して、自分の生活を開拓して行く積りだといつてゐた。その他の青年たちも似たようなことをいつてゐた。志願して従軍すると、帰つて学校に行く費用を政府が支給することになつていたのである。

七

受験準備教育をしても、大学の方からいへば、收容人員が限られてゐるから、それ以上には入学させられない。責めて質のよい学生を入れなければならぬが、受験準備教育を強化されると、その学習態度が眞の学問研究の態度でなく、機械的暗記のくせがついて、思索考究の風がないといふのが定評である。

そこで何か現在の傾向を改めることを考えなければならぬ。それには一つは入学者選抜の方法を考えることが必要であらう。国立大学の入学試験が二期になつてゐるのは、進学志願者にチャンスを与えることにはなるが、結局総数は同じであるから、あれは反面に入学難を一層誇張して感ぜさせることになつてゐるのではないか。それから、今の傾向のままに置くと、予備校からの受験者が益々多くなつて、高等学校を卒業した年には進学の門がいよいよ狭いことになる。新しい卒業生の

方がよいか、何年かの失敗を押し切つた者の方がよいかも問題だが、一つの社会問題としても考えなければならぬ。例えば、高等学校卒業の年と、その次の年とだけより受験できないというようなことは、少し英断すぎるであらうか。

何といつても最も大切なのは日本人の処世の考え方と、社会の経済状態が根本問題である。誰も彼も立身出世しなければ落伍者だといふような考え方から、自らの働きで安定した生活を営んで行くことに自尊心を感じ、勇ましく一生を送るというように腹を据えられないものであるか。青年をそういう方向に導くことも考えられなければならない。健全な社会というものは、指導者と零落者とからだけで成り立つてゐるのではない。青年にそう考へて貰うと同時に、社会も亦、そういう風に青年を迎へなければならぬ。この問題をもつと真剣に考へないと、日本の社会は安定したものにはなり得ない。(一九五五、四、二八)

随 想

大阪外国語大学長 平 沢 俊 雄

協会の進藤さんから何か書くやうにとの御依頼があつたのは二月末であつたが学年末から学年始めにかけてのいろいろの用務が重なつて忙しく明け暮れる内に遂に期限が来て了つたのにまだ何も書いてない有様である。今日のはめでたい天皇誕生日なので家に閉ぢこもつて取急いで所感をとりまとめまがりなりに責をふさぐこととする。怠け者の答案みたいなものだと自ら苦笑を禁じ得ない。元来私はしゃべることも書くことでもそれを他の人に聞いて貰ひ読んでいただくつもりならいやしくもすべきでないといふ心得で居るのでどうも自然筆が進まないのであるがむしろ自分が自分に語るといふやうなつもりにもなつて筆を取らせていただくことにした。

一 敗戦の祖国を興す根本的な道は新しい教育に在りといふ意気を以て創

られた新教育体系は、国民の大いなる期待の中に早くも数年を経過した。教育のことは決して短期間に右から左にといふ具合にその働きを顕著に示すことは困難なものではあるけれども、教育、そして教育者は如何なる程度に於て国民の期待に副い得たであろうか。就中大学は新体系の頂点をなすものであり、その重責は最も深刻に考えらるべきものである。私自身も小なりとは云へ一つの大学の学長として如何にその責任を果しているであろうかと常に厳肅なる反省を志している。それぞれの大学にはそれぞれの使命があるわけであるが、総ての大学に共通の使命大学一般の使命なるものは之を要するに、将来国家社会の知識層を形成すべき生徒をして健康なる世界観人生観を把握せしめ他日それぞれの重責を果しうるやうに遺憾なき配慮を以てその人間形成の自覚を助長するといふ事であろう。戦後色々の複雑困事な事情から教育のいとなみが十分に行ひえなかつたことは全く残念千万な事である。大学教育の道を阻むものゝ一つに所謂学生運動なるものがある。この学生運動が真に民族愛人類愛に燃えて大学生としての叡智と良識とによつて健やかな方向に進むとしたならば、どんなに喜ばしい事であろうか。大学の教職員の総てが、そして世間の多くの人々も、いかにこのことを熱望していることであろうか。近頃学園が静穏となりそのあるべき姿が明かになりつゝあることは喜ばしい限りである。然し未だ不十分なものゝあることは卒直に認めねばならない。数年前の学園の姿を思い出すと当時の心のいたみが強くよみがへつて来る。うちのめされた祖国を再建すべき重責を最も多く担つてほしい学生が、そして崇高至純なる祖国愛に燃えてその難に身を挺して赴いた畏敬すべき若人達のその後輩が、如何に世の風潮にわざわざいされたためとは云へ、祖国の言葉をすら口にすることもなく、静穏なるべき学園を騒擾と混乱とに陥れるといふ悲しむべき事態が全国各地に起り、学校当事者も之に対処する方途に心身を勞し、心ある学生も之を如何ともする能はずといつたあの悲しさは今思うても心がいたむのである。時の勢ひは如何ともすることが出来なかつたとも云へようが方法は絶無であつたのだろうか。こんなこともあつた。協会の学生補導厚生関係の分科会に所属する私は二三度その特別の集りに出席して関係の問題を論議したのであつたが、ある会合の時である。会場に当てられた東京

大学本部二階の一室から見ると丁度都下の各大学の一部の学生の集會が前の広場で始まり盛に氣勢をあげている。暫くする内にスクラムを組んでデモンストレーションに移つた。こんな光景を文字通り目前にし、その氣勢を耳にしながら学生補導のことを議するのだから、私などは非礼と思はれる程激越な口調で所信を述べたのであつた。その時の會議も残念ながら力強い方策を打出さずに終つて、私は失望を感じながら帰ろうとすると、東大の事務の方から、出入口は裏の一つを残して全部閉鎖してあるからとの注意を受けて裏口から外に出していただいたのであつたが、正門の前には多数の武装警官が待機して事に備えるといふ光景に只々、事ここに及んでも適切な方策が立たないのかと無量の感慨に打たれたことがあつた。然し過去のことは過去のことである。我々は即今当面することにつき為すべきことを為さねばならない。遠慮なく言うことを許していただければ、この大学協会も反省すべきものはないのであろうか。迂闊千万なことであるけれども大学協会の目的は何処にあつたのであろうか。私は最初からこのことについて多少の不審をもち今日に及んでいる。単なる連絡のためのものか。親睦機關に終るものか。大学の使命目的に鑑みて教育や研究の基本的なことにつき研究討議して大学の責任遂行に資せんとするものか、抑も如何なる權威と力とを持つものか等々わかつたようでわからぬものがあつたように私には思はれる。新しい大学が一時に出来て色々の問題が山積し、協会の設置の必要が感じられて出来たものに相違なく、数々の功績もあつたのであるが、大学が學術の中心として祖国再建の基礎である教育と研究との最高機關であるということから考へて、失礼ながら私はこの会の会合に真剣なけはひを感じることが出来ない。祖国の運命を左右するであろう大学學徒の教育と學問研究とが行はるべき大学の最高責任者の集りとしては気合のこめ方が不十分だと、私はひそかに悲しんでいる。北は北海道南は九州に至る全国各地から學長各位がわざわざ参集したのに今度の会合がよかつたと喜んだことはあまりなかつたように思はれる。尤も七十名以上も一堂に會しては論議を詳しく戻すことは出来ないとか、方法が悪いとか、日時が足りないとかいろいろ理由はあるかも知れないが、熱誠を傾倒すれば道づかぬことではあるまい。會議がつまるとかつまらないとかは會員各

自の責任でもあるから私が感ずべき責任は私が感じなければならぬ。従つて以上のことは自分自身を責める言葉でもある。会合で色々事務的なことを議することは必要なことでもありよいことでもあるけれども、大学教育の根本的な問題については議論することは更に重要なことである。大量の大学が一時に而も困難な国情の下に出来たのであるから多くの不備や不合理があつても発足してしばらくは忍ばねばならないであろう。然し数年経過した今日になつても不合理や不備はそのまま何等の改善も根本的には行はれないことは残念に堪へないことである。根本的なことにもいろいろあげられるだろうけれども、教育や研究活動の根本である定員の問題、大学予算の適正な配分の問題等はその最も大なるものと云へるであらうし、学生の補導厚生の問題も大きな問題である。大きな大学は大きな大学として多数の重要問題があるのであらうし、新しい大学にもそれぞれに特殊な困難な問題があるのであらうし、新しい水準を最高度に高めて行くこと、学問を普遍的に高めて行くこと、の調整は困難を極めることではあつても、それは必ず両々並び行はれるようにせねばなるまい。貧窮の国力を以て両者を並び立てることは不可能に近いことかも知れないが、然し道が立つまで工夫研究せねばならない。そして何人も是認すべき限度に於て公平が保たれば問題は自然落ちつく所に落ちつくわけである。達識の士が集つて至心に論議を尽したら最後には公平な結論が出ない筈はないと思う。若しそれを阻む障碍があればその実体を究明し、如何にすればそれを排除出来るかを強力に探究し適切な施策を断行すればよいのである。それが出来ないようであつては文教の振興にも国の再建にも参加が出来ないことになる。四十年前も前の話ではあるが、当時の高等学校の校長会議などは殆んど殺氣をおびていたという。国の興隆時代には流石にちがつたものだと思はせられる。若し学長会議が虚心坦懐に国の運命に深憂をいだき、教育や学問について諤々の論議をするようになったら誠に結構なことではないかと思ふ。そしてその結果学問や教育が興隆し民族や人類の為に為すことのあるであろう青年学徒の熱情や気骨が啓培長養せられるということになれば、どんな論争でも苦勞でも進んでやり度いと願う人は決して少くないと思ふ。つい昨日のことである。私は昔の恩師に会い旧情を温めたの

であるが、七十八才の老師と五十六才の私とが懐旧の情に堪へず眼に涙を湛えながら寮歌を歌い、そして又今日の学生の上に思いを寄せずに居られなかつた。「我等立たずば東洋の傾く悲運を如何にせん 出でずば滅ぶ人道のこの世に絶ゆるを如何にせん」と歌い更には又「霞に眠る人はいざ色香に酔える人はいざ、十九世紀は去らむとす立て自治寮の健男児」「立て自治寮の健男児 パリーの園の花さうび 取りて移してみよしの、吉野の花の垣とせん」と歌つた往年の青年達は何と幸福なことであつたか。パチンコやマージャンに遊び耽つて、いくら惜んでも惜しみ足らぬ青春の光陰を空しく過すことの口惜しさ。男子の本懐の奈辺にあるかを自ら覚らずしてダンスホールに塵埃の空気を呼吸する若人のあることを思へば、その悲しみ殆んど之を堪へることが出来ない。時は不断に移り世相は常に流転して止まない。昔は昔、今は今である。時代の感覺といふこともある。そして教育は教へる者と教へられる者との相互作用として成り立つのであるから、我々は今日の青年の心理その感覺その志向するところを知悉するのでなければ教育に従ふことは出来ないのであり、独り角力となつては無意味となることは万々承知するけれども、如何に時代が變つても青年は青年である。青年は純情であり理想主義的であることは何時も変らぬことであると私は確信している。我々は深く相携えて正しきを歩まねばならない。学園は今や外からの騒音にさまたげられることが少くなり、青年学徒は自ら正しきを視、善きことを聴く用意を整えている。教育に従う者の喜びは愈大なるものとなるであらう。

二

我が大学は国立大学の中で最少の定員を与えられている大学であり、焼け落ちた校舎を基礎にして整備を急がねばならぬ大学であるが、道は困難を極めては居るけれども、年を追つて形質を整えて行くことに限りない喜びと感謝とそして力とを感じている。私はわが学園のすみからすみまでを見渡して深い喜びを禁じえない。千二百人の学生の一人一人の顔を悉く知つて居るとは云へないけれども、どの顔を見ても殆んど親しい顔顔である。小さい大学であることが有り難いとしみじみ思はせられる。現在半数の学生を大阪と京都との中間にある高槻の校舎に残し半数を大阪の校舎に移して教育を行っているが、近々高槻をひきはらつて大

阪にまとまることが出来そうで嬉しいことである。そうなれば小さくまとまつた理想的共同社会としてのわが大学が実現することになる。今までに辿つて来た道を省みると全く感慨深いものがある。大学になる数年前の昭和二十一年から学校の責任者となつて、兵舎の中に学園をつくるという―外にも少なからずその例があるけれども―難儀な道を文字通り精根を傾けて来たわけである。僅か十年に足らぬ間のことながら当時と現在を思い比べると今昔の感転切なるものがある。黒板一枚机一つ椅子一つ一冊の書物にも苦勞の種が宿されている。皆なつかしく命の通う思いのするものばかりである。その中に苦勞を共にした教職員諸氏、不便をしのんで勉強してくれた学生諸君のこと、思い出は綿々として尽きない。それから又破防法の問題、大学法案の問題、学園の政治的中立性の問題等々がやかましかつた時のこと、誠意を傾け精根を尽して不退転の勇猛心を以て自ら学生を説得した思い出等は殊の外感慨が深い。現在講義には出て居ない私なので機会ある毎に学生に対して本学の使命、学園の理想的な姿、学生の重責等について語ることにつとめている。言語を学びそれが担う文化を深く理解して日本の文化の發達に貢献すべき大学であり、國際的相互了解を成立せしめ人類の幸福を実現するための最も有力なる媒介となる言語を教授研究する大学であり、海外事情を研究して産業貿易の發展に寄与し以て国を興す英才を育成する大学であると強調して学生の自覚奮励を促している。学生を激励しつゝ自分自らも鬱勃たる勇氣と力が全身に充満するのを覚えるのが常である。最近東南アジアから、曾ての日本の旺盛なる民族精神、そして温雅にして而も勇敢なる日本人に深く傾倒して、日本留学を志さず者が多くなり、而も此等の青年を受け容れる国の態勢が不備であるのを痛感し、そして又曾て日本留学の中国人が帰国して排日偏日の先鋒となつた者の多くあつたという苦々しき体験を想い、上陸第一歩の留学生を温く迎え日本での修学のためのオリエンテーションを計画して来たのであるが、昨年度からまがりなりに実現して、タイ、パキスタン、インドネシア、セイロン等からの留学生十数名を教育して来た。今年にはタイからの者は既に到着し、インドネシア、ビルマからも近々到着の筈である。此等の国からの

選ばれた青年志士達をわが学園に迎えて一年間日本に於ける学習の基礎を与えることは何と大きな喜びであろうか。やがて此等の人々が学習を終えてそれぞれの国に帰つてそれぞれの国を興し、日本もそれ等の国々も相携えて東亞の繁榮世界の福祉に貢献することになるだろうという未來の夢に、私は限りなき希望と喜とを感ずるのである。只この國際的な事業を行ふことについても御多分にもれず国からの経費は貧弱を極めていゝのは口惜しい限りである。然し私は何としてでもこのことの成功に向つて渾身の力をそそぐ決心である。此等の者がそれぞれ希望の大学に進学するわけであるが、学長各位に格別の御尽力を切にお願ひ致し度い。今年には東京大学、名古屋工業大学、広島大学に入学を許可せられたが誠に感謝に堪へない。私はそれ等の留学生諸子の健康と自重自愛とを衷心念願して止まない。

昭和三十年天皇誕生日

選ばれた青年志士達をわが学園に迎えて一年間日本に於ける学習の基礎

一、事業報告

1、役員会

日時、昭和二十九年十月十八日(月) 午前十時

場所、東京大学大講堂南側会議室

出席者、会長、副会長、各役員

北海道大、大阪大、名古屋大、一橋大は代理出席、

文部省——稲田局長

欠席——京都大、千葉大、

矢内原会長司会の下に開会

先ず、会長より九月十五日付高橋信州大学長の退職に伴い、大学設置審議会委員も辞職されたので、その後任者(残任期間)推薦について諮られ、その結果後任学長である佐藤武雄氏を推薦することに決定(十月二十日文部省に手続済)

次に、会長より中央教育審議会の現況について

(1) 第一特別委員会において、大学管理法に関し、審議進行中であるが、本協会の希望方針は尊重されている。昭和三十年一月中旬、委員の任期満了となるので、しめくくりをつけたいところであるが、色々の事情もあることであるから、急いで結論は出さない方針である。

(2) 第四特別委員会、大学入学試験について、最善の方法を検討中である。先般亀山会長が、参議院文部委員会に述べられたと新聞に発表された大学制度の改革についてのいきさつや内容について報告された後この委員会の審議の傾向としては大学の現行制度は根本的変更はない。入試を目的として、改善することになる。

(3) 大学管理法案は、当協会の案を尊重している。学長の選挙、商議会の任意設置、監督の文字を出さないことなど、大学の自治、学園の自由は、守られるのが当然である。静観してよいと思われる。

稲田局長から、

中央教育審議会委員の任期は、昭和三十年一月満了となるが、中教審は継続の方針であり、予算も要求してある。

この前の要望書中第一項国立大学の整備充実に関する審議会の設置については、中教審で審議を行っているからこの実現はむずかしい。国立大学財政だけの委員会を設けるのがよいのではないかと考えられる。第二項の学生健康保険制度の実施は、直ちに実施は困難で、更に一年調査を行うつもりである。学徒厚生審議会が研究している。レントゲン各大学に行き渡つた。学生健康保険は、昭和三十一年から実施の運びになるかと思われる。第三項の大学教官の待遇改善については、常に配慮しているところであるが、希望通りにゆかないが、学長を十五級俸にする方針である。又教官の職務俸給のものを新設することも考えている。

次いで協議の結果第十回総会は十一月十九日、二十日に開催することを決定。

森戸副会長より、第十回総会には海外出張のため出席できない旨のお話があり、尙国際大学協会の機構について説明された。

附記 国際大学協会の日本側の加入大学は、(昭和二十九年現在)

広島大学、慶応大学、九州大学、大阪大学、東京都立大学、東京大学、東京工業大学となつている。

なお、大学院充実、学生健康保険、大学基準協会、大学の学科課程、第十回総会における議題などにつき意見の交換が行われた。

2、第二常置委員会

日時、昭和二十九年十一月十八日(木) 午後二時

場所、東京大学大講堂南側会議室

出席者 小池委員長、各委員（静岡大学長代理）

欠席 群馬大学長、埼玉大学長

文部省 春山大学課長

議事要旨

一、大学における教科課程について

新制大学における専門教育と一般教育との関連において、科目の配置が必ずしも当を得ない点について論議したが、実質にそわない科目の配置は、教官との関係をにらみ合せて整理することも考え得られるが、実施上に困難性があり、結局学士養成の単位の最低線をどこに引くか、一般専門と特殊専門との配置基準はどうあるべきか、一般科目の充実と専門科目の圧縮と社会の要求との関係、時間不足とこれに即した講義内容等について論議を進めてゆくと、大学の在り方更に新教育制度の批判にまで立入らざるを得なくなり、結論を出すまでに至らず、なお検討することとした。

一、教育課程の改善特に高等学校の教育課程について

この問題についての教育課程審議会々長よりの答申について春山大学課長より説明があり、質疑応答の後、この問題に対して大学として意見があるかどうか、本委員会としてはその資料を提供する程度に止めることとした。

一、大学入学者選考およびこれに関連する事項について

この問題については、中央教育審議会々長より答申も出ているので本委員会としても取上げて検討することとした。

午後五時四十分散会

3、役員会

日時 昭和二十九年十一月十九日（金）午前九時半

場所 日本学術会議控室

議題 総会運営について

出席者 会長、各理事、各監事

矢内原会長主宰の下に開会。

一、会長から、日程につき説明あり、要望事項は、年二回も提出するのはどうかと思うが、役員会及び総会で要望があれば提出することとするべられた。

一、図書館の改善について

進藤局長から、右につき国立大学附属図書館長会議の協議により、その代表として茨城、東京両大学の連名で要望書の提出があつたとて、これが説明あり、その重要性を認め、その内容は組織制度に関係あり、図書館の充実と職員の地位の向上を主眼とするものだから、これが審議を第一常置委員会に付託することとした。

一、年末手当について

杉野目北大学長から官公労組から、年末手当の支給につき煩わされることが多いので、文部当局の意向をなるべく早く示されるよう本会総会で取り上げ、何等かの意思表示をするようされたいとの申出があつたが、これについては、総会の適宜の機会に同学長から意見を述べることと申合せた。

4、第十回総会

日時 昭和二十九年十一月十九日（金）（第一日）午前十時

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

文部省 稲田大学学術局長、春山大学課長

（開会前、九時半から三十分、会場控室において、役員会議を開き、総会運営について協議した。）

議事要録

矢内原会長議長席に着き開会を宣す。

会長から、森戸副会長は海外出張のため出席できないので、よろしくと特に伝言があつた旨披露された。

一、学長交替について

会長から、前総会以後における学長交替について、次の通り報告と紹介があつた。

| | (新) | (旧) |
|------|----------------|-------------------|
| 北海道大 | 杉野目晴貞 | 島善鄰 |
| 埼玉大 | 遠藤隆次 | 新関良三 |
| 信州大 | 佐藤武雄 | 高橋純一 |
| 岐阜大 | 学長事務取扱 高橋悌蔵 | 青木文一郎 (七月一日逝去) |

二、前総会(第九回)における決定事項とその後の措置

イ、昭和二十九年六月十五日付文部大臣宛提出の要望事項(会報第七号第一四頁掲載)

- 1、国立大学の整備充実に関する審議会の設置
- 2、学生健康保険制度の実施
- 3、大学教官の待遇改善

このことについて、会長から、自ら文部大臣を訪ねこの要望書を提出し且つ口頭で詳細説明した旨述べられ、これに対し、文部省がどのような措置を取つたか又は取ろうとしておられるかについて、説明を求められ、稲田大学学術局長から次のような説明があつた。

第九回総会の決議による要望事項については、いずれも文部省としては、微力ながら従来とも努力しているところである。ご要望によつていろいろのご教示を受け、ご鞭撻を感じ、努力を続けている次第である。

1、国立大学の整備充実に関する審議会の設置

ご要望のこの審議会の設置の理由は、大学財政確立のためと承つてゐる。唯、その会議における論議の傾向としては、単に財政ばかりでなく、国立大学一般の問題に関する強力な直接的な審議会のようなものである。このことについて省内において種々研究したのであるが、文部省としては中央教育審議会が設置された当時から、これをもつて強力な文部大臣の諮問の審議機関として、この中央教育審議会一つに集めたい。各種の専門的特殊事項は、それぞれの諮問委員会を作つてこれに付するとしても、強力な直接的な審議会はこれ一つと考える。従つてご要望が財政中心であるので、特別に大学の財政に関する審議会を設置しようという方

針を建てたのである。大学財政審議会の経費を目下大蔵省に対して来年度の予算に要求している。又大学の財政の状態については、各大学の協力によりその実態調査を進めている。これを重要な参考資料として、新たに設置すべき国立大学財政審議会へ提出し、その結果、根本制度が決定したならば、中央教育審議会とも十分連絡を取つて根本的な案を作つていただきたいと考えている。ご要望にはいろいろなことがあげられているが、大学の建物に対しては、何等継続的な計画が確立されていないという点が述べられている。これについても種々ご希望もあろうが、文部省としては、一応、施設の全体計画として二百二十四万坪が国立大学として必要である。現在百六十二万坪が利用可能である。将来、六十二万坪増築する必要がある。更に現在改修を必要とするものが八十三万坪で、目下としては将来の計画を建てる必要がある。これに要する金額が五百三十五億円というものを考えている。これを三次に計画した。その第一次としては、昭和三十年から同三十二年までとして、十五万坪百億円、その初年度として三十四億円を明年度に要求してある。今まで文教施設として計上されたものが二十億円足らずのものであつた。この三十四億円の実現については、相当の努力を要するものである。文部省としては、一応、以上のような概略の計画である。唯先き程会長からお話があつた通り、経常費についても現在非常に不満足な状態である。これについても昭和二十五年は百五十億円で、昭和三十年度は三百十億円と、この四年間に倍に殖えている。しかし、これに満足せず更に大幅に増額を努力しているのである。殊に今年度の予算において庁費を官庁並みにするために大蔵省と折衝中であるが樂觀を許されず、むずかしいものがあるが、なお、ご要望に従つて努力したい。

2、学生健康保険制度の実施について

先般二度目の学徒厚生審議会を開き、継続的にこれが充実につき審議したのである。更に文部省としては、国立大学における健康管理上医療施設整備が必要であるとし、レントゲン施設を中心として整備をはかつてきた。しかし更に学生の健康保険制度を実施するには、学生の罹病率或は罹病の種類、診療に関する費用等について、なお、具体的に詳細に調査する必要がある。それについて先づ保険財源の計画を建てる必要が

ある。在来の保険制度の下に作るか、別個に独立するかというものを具体的にするために、更に各大学のご協力を得、具体的に詳細な調査を
する必要がある。来年度は、更に保険制度実施に関する調査整備費を要
求している。調査ができれば、その次の年度からでも、実施したいと思
っている。

3、大学教官の待遇改善について

これについては、要望の線に沿って努力している。昨年以来の問題と
して大学院を置く大学の教授については、最高を特に三号だけ高めて頭
打を救うこと、したいと屢々人事院に折衝中だが、年内にはその実現が
困難である。又一つの狙いは、十五級の者を増員することと、職務俸を
つけることで、前者については人事院にも案があり、相当考慮してい
る。この問題は人事院の標準としては、他の各種官庁とも関連すること
であり、一般の職組の思わくも考え、この年末に際して、これを強力に
実現してくれるかどうかということについては、はつきりした見込はな
いのであるが、実態は十分調査しており、特別処置を取る考えらしい。
後者職務俸の問題は、これは基本的な問題を含むので、一層むすかし
い。

以上、いずれもご要望事項は、非常に大きな問題であり、努力はして
おるが、その途上にある問題のみである。今後ともこの実現に努力した
いと思つている。

ロ、昭和二十九年六月十五日付人事院総裁宛提出の要望事項（会報第 七号15頁掲載）

一、大学教官の待遇改善について

右要望書を会長が持参し、人事院総裁に手渡し且つ口頭でも説明を加
えた。人事院では、要望事項は尤もである。学長の十五級の数を殖やす
こと並びにそのほか種々考えているが、何分国立大学の数が多し。事柄
はよく分つているから折角努力することであつた。

ハ、昭和二十九年八月十日付

通商産業大臣

通商産業省公益事業局長

文部省会計課長

宛提出の要望事項（会報第七号20頁
掲載）

文部省管理局长

一、大学における電気料金特別扱いについて
これに対する政府の処置については、後に第六常置委員会委員長から
報告

三、役員会について

会長から、次の通り報告があつた。

1、十月十八日

大学設置審議会の委員であつた元信州大学長高橋純一氏が辞任に
つき、その後任を推薦するよう文部省から依頼があつたので、相談
の結果、その残任期間中信州大学長佐藤武雄氏を推薦したから承
願いたい。

2、本日、本総会開会前、総会の運営につき協議した。

四、中央教育審議会について

会長から、その委員として出席している右審議会に関し、大学に関
する事項について、次のような報告があつた。

1、大学管理法案について

第一特別委員会で、審議を継続中である。従つて未だ総会に諮つ
ていない。その審議を速進すべきか或は成りゆきにゆだねるかどう
かを十月の本会役員会で諮つたところ、諸般の情勢から特にこの際
急ぐにも及ぶまいとのことであつたので、未だ、審議が完了しない
状態である。

2、大学の入学試験について

右については、世間の問題となり、いわゆる浪人は非常に多くな
り、予備校が繁昌し、社会的に面白くない。何か入学試験を緩和す
る適当な措置はあるまいかという、意見が委員の中から出て、その
ために一つの特別委員会が作られ、大学の入学試験を中心として審
議することとなり、その審議が終り、文部大臣へ答申した。しかし
高等学校を卒業して大学に入学を希望する者の数と、大学の収容力
を考えると、大学側には、そんなに収容力はない。それで大学を増
設するか或は高等学校の卒業生を大学以外のコースへ進ませるより
ほかはない。しかし、この問題は、この特別委員会では、あまり深

くは審議されなかつた。

これに関連することであるが、中央教育審議会において、現在の新制大学につき、根本的な改正を議題に供するだろうということ、亀山会長が参議員の文部委員会において、参考人としての言葉が新聞紙上に誤り伝えられて何か新しい大学制度の根本的な変更が論議されているような印象を与えたが、これは間違ひである。現在の新制大学制度は、このまま維持することとして、入学試験の方法を緩和してゆく方法はないものかどうかということが審議の中心となつたものである。それで特に格別の案はないが、いわゆる有力大学というようなものに志願者が集中することを避けるためにはどうするか、進学適性検査は廃止になつたが、これをもう一度考え直す必要はないか、高等学校からの内申書が大学側に利用される方法はないか、或は又、個々の大学で試験せず、全国的な試験機関を設けて、試験を行つてはどうかというような種々の試案が出たが、いづれも今後研究するようにと問題として出された程度である。

なお、短期大学の問題が取り上げられたが、これは重要な問題である。現在の短期大学は、暫定的制度なので、これを恒久化すると同時に、職業教育機関の性格を与え、実業教育をするような性格をはつきりさせるという答申案ができた。短期大学二年を高等学校の上に置くことができることによつて五年乃至六年の期間継続して一体として職業教育をすることとなり戦前の専門学校よりも、程度の高い、そしてその性格をそれに近いものにするれば、高等学校の卒業生が、これを志願するようになって、社会も亦これを容れて就職の途が開かれることとなり、延いては四年制の大学の競争試験が緩和されるんじゃないかという見地から、この問題が取り上げられたのである。

五、会長の所感

大学に関し種々問題があり、本協会としても従来から考えてきたが、なお、研究し、又、努力すべき事柄が少なくないように思う。ついでには、あとで討議により若干のことを加えるような意味で、考えていることを紹介し、ご挨拶に替えたいと思う。

1、研究費について

これは、前々から言い尽されており、文部省の努力にも拘らず、大学教官の研究費並びに研究のための旅費も少ない。そこでその他の即ち文部省所管以外の他官庁、若しくは官庁に準ずるようなところから、委託研究費が大学教官に流れている。特に世間で問題になつたのは、防衛関係の機関から、大学の委託研究費に流れているんじゃないかということが話題になつてゐる。これは、いろいろむずかしい問題を含んでいるが、私共としては、大学の研究費の不足を他の官庁からは補いたくない。国家が學術の研究に対して、金を支出するならば、是非とも文部省を通じて、文部省所管の予算として正當に配当されることを希望する。又、學術文化に直結した研究費として配付されたい。このことについては、文部省においても、このような考えの下に取扱われたい。これは大学の自主性又は學問の自由を維持する上からも極めて必要なことのように思う。

2、予算について

予算について中央行政官庁においては一人当りの庁費の単価は二万四千元で計上され、学校、病院等の研究機関は、二千四百円とのことである。これは、国立大学は、地方官庁の小官庁なみに見られたいのである。大蔵省の財務局とか通商産業省の統計局は、九千円とのことである。大学の予算は少なく、地方小官庁なみということ、は、よくないと思う。国立大学は、文部省の所管ではあるが、文部省の地方出先機関ではない。大蔵省における地方財務局とは、頗る意味が違う。個々の大学は、それぞれ独立の研究機関である。この点は、人員整理の場合にも、政府当局に対して文部当局もよくお分りのことである。文部省においても、非常に好意を持たれ、昭和三十年度の予算においては、地方官庁中の九千円の単価を計上されたとのことである。しかし、機会あるごとに、大学の性格とか地位というものを、国会と政府に対して強く認識してもらふ必要がある。そのほか、大学院を設置する大学においては、大学院のための経費及び人員の必要について、文部当局のご了解を願いたい。特に博士課程が開設されることになつてゐるので、教官の負担も一層多くな

り、施設の利用も増し施設の拡充を要するので一層政府の尽力を願いたい。

3、教官の給与について

これは、前回の要望書にもあり、度々繰り返された問題である。何といつても、大学教官の俸給は低い。外国と比較しても、米國は別としても、仏、独、英の諸國に比しても、約半額だろうと思う。国内において、行政官の公務員に比しても随分低いのであるまいかとも思う。司法官に比しては、低く過ぎる程低い。それで是非とも、教官待遇の問題は、継続して強く要望し、政府の尽力を願いたい。学長学部長の如き管理職に在る者の手当は、政府も人事院も考えているから、やがて具体化されると思うが、今度の総会においても、一応、話し合ひ願いたい。

4、学生の厚生補導について

学生の問題、特に思想問題とか或は生活の問題とか、健康の問題とかについては、これも前に触れた問題であるが、何といつても、旧制の時の大学の制度と新しい制度の大学とでは、学生の素質の面でも、その他の点でも変つた。学生の生活も変つたので、学生の厚生補導には、一層大学としても、政府としても、尽力しなければならぬ。唯研究も教育の指導だけでは、不十分だということば明らかである。少なくとも、前回の要望書による健康管理の面のみならず、特に前々回から考えている学寮、寄宿舎、学生会館、学生ホールの整備ということは、極めて必要である。これらの問題について、学生からの要望は、尤ものことだと思ふ。殊に男女共学の大学においては、女子学生の方は必要度は一層高い、学寮の建設充実は、特に女子のため必要である。学寮、学生会館等の問題は、政府においても、これを認識して努力を願いたい。建物の建設については、教室は第一になるが、学生の指導の面からいつて、施設はゆるがせにできない。教室と並んで考慮すべき問題だろうと思ふ。

5、大学の整備について

国立大学の数が多過ぎるということは、随分耳にするところである。その対策としては、私個人としては、現在よりも多くしないと

いうことは一つの問題であるかもしれないが、現在ある大学を廃止するということは、到底行ふべきことではないと考える。個々の大学が、それぞれ個性を發揮し、まず、数量的な整理ということではできないことであるから、質的な整理は、或は必要ではないかと考える。単に現状維持に甘んぜず、それぞれ個性を極力發揮してゆくという考えの下に努力する必要があるんじゃないかということを痛切に感じているものである。

6、大学の運営について

大学の管理法案の審議が、前述のように進められていないが、本会役員会の意向としては、各大学に配付した案があり、大体それに則つて運営していることと思ふ。大学というものは、如何に運営してゆくべきであるか、大学の自治というものが、世間も認識してきただから、絶えず反省すべきであると思ふ。大学の自治というものは、歴史的にいつても、教授の自治である。別の言葉でいうと、助手とか事務職員とか学生などは、大学の管理に参加すべき地位ではない。例えば、学長の推薦とか学部長の選挙とかいうことは、教授にゆだねるべきである。それが近項範囲が拡張されて、助教教授或は専任講師などに拡張されてきているが、事務職員とか助手などには大学の管理運営の権限を持たさないのが、大学の本質であると信ずる。これについては、いろいろの考えがあるだろうと思ふ。やはり、大学自身が大学の自治の建前を明確にし、他の官庁の職員が持たない権限を大学に奉職しているが故に持つということを正しく理解し、大学の任務を果してゆく。そして国会、政府に対して十分な予算と人員の配当を要求するということがありたい。

六、各常置委員会の協議状況報告

各常置委員会委員長から、それぞれ所管事項について次のような報告があつた。

第一常置委員会滝川委員長

文理学部の問題につき、五月十四日委員会を開催、前回の総会においてこのことについて報告したが、会報第七号5、6頁に掲載してある通り、種々意見希望が出で、問題は甚だ複雑で、頗るむずかしく結

論は出なかつた。他の委員会とも關聯した問題であるので、今後合同で協議したい。

第二常置委員会 小池委員長 昨日委員会開催

新制大学における専門課程については、昨日文部当局と文理学部及び教育学部の資料につき検討した。文理学部の科目の配置、従つて教官の配置は、大学により区々で、一つの結果は得られない。唯、一般教育は、どうにか行われている。専門課程の時間が圧迫されて時間が少ない。専門教育ということには、基礎科目も考えられており、その結果、一部では旧制大学よりも学力が劣り、役に立たない。就職上の要望もあつた。そこで専門教育を従来の旧制のように行うか、新制の四年制大学を続けるならば、どうするかという問題は、非常に大きな問題で、これについては、本日午後審議する。

次にさき程会長からお話のあつた中央教育審議会の大学の入学試験に關する答申のことについては、その答申書のことを文部当局からお話を願ひ、入学試験の問題について協議したいと思つてゐる。目下、大学の入学試験委員会においては、調査書の問題については、大学側においても、高等学校側においても研究中で、未だ結論は出ていない。更に大学教育ではないが、高等学校の教育制度は、今までは、自由選択の履修であつたものが、今度は、必修的な選択となり、大変革が行われるのであるが、その資料を今日いただいたので、午後の委員会に付議する。これは、入学試験の希望科目を前総回で述べたが、その問題にも關係があるが、一方、高等学校で、どういふ教育をするかということとは、大学と極めて密接な關係がある。未だ一回より審議してないので、結果は報告できないが、問題点のみ述べたのである。何等かの形で解決したいと思つてゐる。

第三常置委員会 東委員長 特別報告することはない。

唯、去る十月信州大学において甲信越の国立大学の学長會議を開催の際、問題になつた事柄で、厚生施設を充実することは極めて重要であるが、實際はできない。大学によつては、厚生施設も十分持つてい

るところもあり、又、殆ど皆無という大学もあるので、各大学の間で有無相通じ、他大学の学生のためにもある程度開放されることになれば、全国的に見て、それらの恩恵に浴することができるので、各大学の實態調査をすることを進藤局長に依頼し、その中間報告は別紙の通りである。

第四常置委員会 戸田委員長

特別報告することはない。

第五常置委員会 寺沢委員長

特別報告することはない。

第六常置委員会 内田東京工業大学長代つて報告

文部省においては、財政に關する諸要望を考慮して、明年度の予算を編成されたとのことなので満足してゐる。

電気料金については、前回總會において、清水名古屋工科大学長から發言あり、通商産業省及び文部省へ特別扱いに關する要望書を提出した(会報第七号20頁掲載)。両省においては、非常に協力され、色々措置を講ぜられてゐる。十月十一日付で公益事業局長から、各電力会社の社長に對しこのことについて通知したが、各大学の施設の状態は一様にできないので、大口、小口により各大学で各電力会社と交渉することとした。又、冬の料金のことは、一一・五パーセントにするならば、満足するわけにはゆかないが、一応、關係当局において相当努力されたことはよく分る。今後において、各大学において、地方の電力会社と大学の事情に應じて協議するならば、更に種々の面で改善ができる余地が十分あるだろうと考へてゐる。本日午後更に又相談する。

第七常置委員会 柴沼委員長

前回總會において、三項目(会報第七号13頁掲載)につき要望されたが、これらについては、いずれも文部省において事務的に相当研究され、あるものについては相応の措置をされた。唯、附属学校の充実については、関東甲信越の学長會議で、附属学校を持つ大学の学長だけ集まり、附属学校連盟からの要望事項を中心に話し合つた。これに對し種々、意見あり、臨席の文部省の係官に然るべく処置を願つた。なお第一、第二の常置委員会にも關連する教員養成のあり方については、連合して打合せな

と処置できない。本委員会の検討によると、教育学部のあり方というものが、第一にそれ自身現在どういうように編成されているか、それをどう取扱うかということ以外に、他の学部、理学部との関連もあり、又、高等学校、中学校との制度とも非常に関連もあり、本協会としての意見をまとめる時期を何時にするか、極めて面倒な問題である。これについては、文部省においても種々論ぜられてはいる点もある。私共も一層研究を続け、適當の時期を見て、他の委員会と話し合ひ、本式に研究することとした。(午前十一時二十分休憩、同十一時半再開)

七、協 議

1、年末手当支給について
杉野目北大学長から、大学の職員の待遇改善にも関連することであるが、やがて年末に近づくので官公労の一環として法令に決つてゐるもの以外に、手当をプラスしてほしいとの各大学側の動きもあるので、文部当局の格段の配慮方を、本協会の名において要望されたいとの希望あり、種々意見の開陳があつたが、これに対しては、会長から、国会の決議を経て年末手当の多いことは希望するが、国会の定め以外において、学内の研究費その他を割いてプラス、アルファとして支出することは不賛成である。又、そのような金はなく、若し金があつたとしてもよくないと思う。中央官庁たる文部省において、便宜の措置を探られると、大学にも波及するので、このようなことのないよう希望する。融通ができるならば、始めから行なえばよい。本省におかれてもご注意願ひたいと述べられた。

2、停年制について

戸田金沢大学長から、停年制の問題は、特に新設の大学においては真剣な問題であろう。本会で検討を願ひたい。地方の大学においては、恩給制度が確立しなければ、停年で退職した場合、生活に困ることとなる。このような状態におくことは、国家の施策が根本的に誤つてゐると思ふ。停年は、各大学において各自に処理すべきことだと思ふが、あまり差異があつてもどうかと思ふので申し述べたのである。

3、医学進学課程について

戸田金沢大学長から、右につき小池第二常置委員会委員長にお願ひするが、米国と異なり、日本においては、単位制度のやり方は、馴れていないので、実施は困難である。事実、一般教育と専門教育との相互関係が混乱しているため、従来理学部をはじめ、工学部、薬学部、農学部の自然科学方面では、少なからず疑義に逢着している。この点に關しては、日本の現状に即する方法をよく考慮して、実施に注意されなければ、大学教育は、変なものになると思ふ。本日午後第二常置委員会において審議願ひたい。寺沢電気通信大学長から、これに關連して前総会において述べたが現在の状態では、一様な単位にしばらく特色を出す教育ができない。右同様、同委員会において審議願ひたいと述べられた。

4、教官の待遇改善について

菊植商船大学長から、先き程東海四県の学長会議において、この問題を強く取り上げたので、その当番校として、次の通り希望する。

(1) 学長の待遇を元の状態に戻されたい。本商船大学は、大蔵省所管のときに発足したのであるが、その当時関係者から、現在次官は十級、局長は十三級なので、学長を十四級にするということであつたが、しかし、その後、各省の次官は十五級になり、局長は十四級特に古參の局長は十五級となり、更に近くその局長の十五級の数が増加するように承つてゐる。しかも、その間において、課長級以上には、管理職の手当が支給されることになつたのである。かように、学長の待遇は、少なくとも本大学においては、新制大学発足当時に比して、一般行政官に比して、なお、悪くなつてゐる。これを元の状態に戻していただきたいのである。

(2) 大学における学部の数によつて、学長の待遇を格付けしないようにされたい。勿論大学院の有無規模の大小によつて学長の待遇が自ら違ひが生ずることについては、何等異論はないのである。しかし、学長の待遇を学部の数によつて、十四級とか十五級とか最初から判然区別されることは避けたいことである。学部の少ない学長でも、その人と、その場合によつては、どこまでも進めることができる弾力性のある取扱ひをして欲しいということである。

(3) 役職員の待遇については、大幅に改正を願いたい。殊に役員一般についても考えられたい。学生補導に關しては、誰か責任をもつて当らなければ、十分な効果は挙げられないと信ずる。特に補導關係の役職の教官に対しては、優先して考慮していただきたい。以上の三つの問題については、本協会においても有効適切な措置を講じられた。

右に対し、稲田大学学術局長から、いずれもご尤もである。次官局長についても未だ実現していない。若し実現すれば、学長に對するものも同時に考えらるべきものと思う。単に学部の数で、学長の待遇を決めるようなことはしていない。現に単科大学の学長で、十五級の方もある。補導關係の役付の方の問題についても鋭意努力すると述べられた。

5、文理学部の問題について

森山形大学長から、右については、その大学の問題のみでなく、ほかにも新制大学の意義にも関連ある問題と思うので、本協会会員が特別の関心を持たれたいと述べられた。

これに対し、会長から、文理学部、教育学部、学芸学部の問題については、第一と第七の常置委員会の合同委員会を開くことになつてゐるので、何かの機会に開かれたいと述べられた。

6、学生の補導について

右について、滝川京都大学長から、第三常置委員会をお願いしたい、大体、今までの学生の補導が不十分であつたと思う。補導に當る人はつらく、研究もできない。むろん他大学の学生の補導はできないが、これができることが望ましい。大学が共同体としてお互いに補導の連絡をとりつゝ進むことを希望すると述べられた。

これに対し、会長から、この問題については、学生は全国的の統一組織があり、東京大学で最近経験したが、大学の学生のみならず、高等学校の生徒をも動員して参加させている例もあつた。これは各大学間で連絡を取り、十分注意しなければならぬことである。

7、現職教育について

安達山梨大学長から、現職教育は効果がなく、学力はつかない。若し実施するならば、検定試験を課するなど第七委員会で検討されたいと希

望され、柴沼第七常置委員会委員長は、これを承認された。

8、明年度の予算要求について

清水名古屋工業大学長から、明年度予算要求は、大学の最も重要な問題であるが、これを中央教育審議会の専門的のものとして取り上げられたと思う。これを中央教育審議会の専門的のものとして取り上げられた。又、大学財政審議会の組織についても承りたいとの質問があつた。

これに対し、稲田大学学術局長から、中央教育審議会は、一応別個の文部大臣の諮問機関である。文部省にある多くの機関の相当重要な問題につき、関係者が中央教育審議会に報告して、その意見を承ることになつてゐる。従つて大学財政審議会は、一応審議会として答申し、その重要な問題については、中央教育審議会の委員会で審議することになつてゐる。又、大学財政審議会の組織については、具体的に考えていないが、国立大学の教官、事務官又は関係者乃至は一般学識経験者、大蔵省の財政方面の関係者等によるだろうと考えていると答えられた。

9、学長の待遇について

勝沼名古屋大学長から、学長の十五級に昇級の問題は、文部省において取り上げられてゐるが、未だ残つてゐる方がある。その進み方が止まつてゐるような状態になつてゐるが、それには何か事情があるのでないかとの心配があるから、人事院へも交渉されたいとの希望あり、これに対し、稲田大学学術局長から、明確に述べるまでになつていないが、或る程度まで進んでいたが、年度末までにどうにかなるだろうという際に、年末攻勢あり、上級者の昇級の発表はどうかという事情じやないかと考えると答えられた。又、会長から、人数は多くはないのだから是非実現されたい。又、岡出三重大学長からも、この問題については、稲田大学学術局長もよく了解され、相当積極的に実現を願いたいとそれぞれ述べられた。

10、会長から次の通り述べられた。

(1) 学生運動について

近頃学生運動は、大学の学生のみでなく、高等学校の生徒を伴つて全学運の学生が個々の大学例えば東京大学に交渉に来るようになった。これは従来なかつたことで、本年始めての現象で、高

等学校の生徒に自分達の闘争などを見せて、実地の戦闘訓練をしておるのだとの話もある。そこで大学学生運動は、高等学校の時から起つてくるので、大学の学生になつてから教育するのでは遅し、高等学校の時から教育するのだから、これは学生の厚生補導問題として取り上げるべきだと考える。このことは閑却され易い。高等学校側においては、余程注意してやつてもらいたいということとを大学側では考えてはいるが、文部省においてもお考えであらうし、又、高等学校長の会議でも話し合つていただきたい。

(2) 図書館の改善について

右につき、国立大学附属図書館長会議の決議により、本協会へ要望書を提出されたが、これは役員会の決議により、第一常置委員会に検討方依頼したから、明日同委員会から報告があると思う。11、中山一橋大学長から、次の各項について本日午後研究願いたいと述べられた。

(1) 学生の健康の問題について

学生の厚生補導の問題は、厚生保健管理の問題に關連する。今、具体的に起つてゐる問題については、それぞれの大学において処理されているが、一般性のものについては、将来独立して一般の問題として取り上げられるべき問題である。今度の中共でアジアの学生のサナトリウム建設について計画を進めており未だ現在規模はたいしたものではないが、アジアのうち日本には四十床が割当てられており、現在は七床割り当てられている。学生は行きたいと盛に運動している。この問題は単に健康保険の問題のみでなく、大変取り扱い苦い問題を含んでいる。一般的に学校としては、今日学生の健康を維持するだけの用意がないので、一般的な問題としては、休学して自宅で療養することになつてゐる。しかし、将来年々普及してくると問題が起り、中共との外交問題あり、外務省或は大蔵省で旅行についてどう処理するか懸念がある。文部省としてどうか考えか、何しろ急に起つてきた問題だが、私共としては、どう取扱うか、これから問題は絶糾するだろうと思うが、今、特に常置委員会で研究願いたいことは、特に学生療

養という特別な措置が講ぜられていないので、一層学生健康の問題につき積極的に研究されたいことである。

(2) 中共に呼ばれている学生についても、各大学とも連絡を取り、同一の歩調を取りたい。各大学個々では、連絡は取り苦いから、文部省の学生課或は大学課で適当な措置を取らねばならない。特に外国との関連において起る事件については、何か方法はないだろうか学生の補導上で、このような問題が起ると思うので、その連絡の方法を講ぜられるよう研究願いたい。

(3) 各大学に学生の全国的組織を持つており、その組織の名において、サナトリウムセンターを作つてゐる。その組織の資格はよく分らないが、一応、学生団体として作り、そこに医療機関をおきこれが学生運動の一環として起つてくるわけである。学生は横の連絡を取つてゐるが、これをどのように取り扱うべきか、個々の問題としては取り扱い苦い問題だが、これを第三常置委員会で研究願いたい。

以上で、午前の日程を終り、昼食休憩、午後は各常置委員会は、各別室に分れて開会、それぞれ当面の所官事項について審議検討、終つて散会した。

第十回 総会

昭和二十九年十一月二十日(土) (第二日) 出席者前日に同じ午前

九時半から開会

議事要録

一、各常置委員会所管事項の報告

昨日午後から開かれた各常置委員会の審議事項について、各委員長から報告あり、これを議題として議事が進められた。その概要は次の通りである。

第一常置委員会所管事項

一、国立大学附属図書館の整備充実について

右につき、国立大学附属図書館長会議の代表者から、本協会に対し要望書が提出された。その内容は、図書館に対し予算の増額、職員を増員とその素質の向上、中央図書館の施設の急速な整備、図書館長の待遇の

改善、その任期は少なくとも三年とすること、図書館にも教授、助教授、講師、助手等を置き、館員を海外に派遣し得る途を開くこと等であり、大体尤ものことであるが、細目については、各大学それぞれ事情が異なるものがあり、これだけの資料では直ちに結論を出すことはできないので、各大学において研究してもらうことにした。

これに対し会長から図書館の問題は非常に重要で、日本の大学は外国に比し極めて遅れている。図書館の設備が不完全であり、又、全国図書館の連絡も不十分である。この要望書は、図書館の重要性を認識してもらいたいとのことであると思う。唯、その手続としては、その所属の学長に意見を述べず、図書館の連絡という形でいきなり図書館長間の決定ということでは本協会に要望することは、本筋ではないと思うと述べられた。

二、文理学部の問題について

この問題は、非常にむずかしい問題であつて、その内容には各大学により相当異なつてゐる。又、文理学部と並行して教育学部又は学芸学部が置かれ、それが同じことを行つてゐるところもある。この三つの学部をにらみ合せて、根本的に大改造をする必要がある。これを今少し具体的にいうと、各大学の特色を持つ必要がある、その方向で改造を要するのである。現在のままでは、教授陣の不足、設備の不足等まちまちで自滅しないまでも非常に行きすまつてゐる。本委員会においては、なお、研究を進め、或は法令の改正というところまで考えなおす必要があるかも知れないとの結論であつた。

右の報告に対し、次のような話し合いがあつた。

1 北川大阪学芸大学長から、各大学において特色を持つようということであるが、今までの文理学部に対する考えというものは、人文、社会、自然各科のバランスがとれたものというところであるが、こればかりもなおさず、文理学部の解体という方面に進むこととなる、と思うがどうかとの質問あり、これに対し滝川委員長から、解体という話もあつたが、それは少し刺激が強いので、改造という言葉で言つたのであると答えられた。

2 小池千葉大学長から、文理学部の問題は、専門教育の問題であるう

と思うが、文部省において特に研究されていると思うが意見を承りたいとの質問あり、稲田大学学術局長から、研究中で未だ結論は出ていない。やはり論議の中心は、個々の大学に個々の傾向あり、一律一体の結論は出しにくいという感じであると答えられた。

3 滝川委員長から、文理学部は一般教育を主とし、職業教育ではないとはいつても、現実はそのようではない。その学生等は、就職するということが否めないものであるから、各大学に特色を持たせるといふことが必要だということになつたのであると述べられた。

4 会長から次のように述べられた。

文理学部の問題は、重要な問題である。戦後の大学制度の改革によつて、いろいろの新しい大学ができ、十分系統的になつていない点もあり、又、運営してみてもうまくいかない点もあるので、本協会としても或は大学基準協会としても或は又文部省としても十分考えなければならぬことだと思ふ。私個人としての考えでは、文理学部の名称はアメリカのカレッジ・オブ・リベラル・アーツに由来しているので、旧制高等学校の昇格という用語があるが、その格の高いものであると思う。私もよくは分らないが、アメリカのカレッジ・オブ・リベラル・アーツというものは、職業教育機関、例えば医学であるとか、法律であるとか或は経営学であるとか、工学であるとか、そういう職業的な教育をする大学或は大学の一部と別に区別して考えられたときにはその一般教養というものは、そのうちに例えば理学であるとか、文学であるとか、法学であるとか、経済学であるとか、これら職業的な学問とみられていない事柄を専攻する学生が含まれているのだから、文理学部というものは、専門科目をやらないう学部ではなく、主として専攻する学科があるのだが、その制度を日本に入れたとすれば、単に人文、社会、自然の三系列のもので満足すべきものではないと思ふ。その文理学部というものが、一般教育課程を担当するものであるとするならば、これ又性格が違つて来てその上に専門的な学部なり、学科なりが整備されなければならない。それで文理学部というものを日本の文理学部では、単に旧制高等学校のままの思想を大学に持つてきて、予備的といへばいけないかも知れないが、一般の教育の段

階を与えるものだけのものであるか或はアメリカの制度のように専門的な大学教育のほかに属する種々のものにまで及んでゆくべきであるか、そういうことがはつきりしていない。もう一つは、旧制の師範学校と専門学校程度の機関では、日本の戦後の教育を担当するものとして不十分である。どうしても大学の卒業者が小学校の教育に従事しなければならぬということ、旧制の高等師範学校が大学に改まったのだと思う。又、今一つの思想があつて、どうも旧制師範学校の教育は、幅が狭く、深さが足りないんじゃないか、義務教育の教員養成機関の教師の範囲を広くし、他の学部、他の大学の出身者が義務教育の教師になつた方がよいという思想がある。そこでその教員養成の機関であつた旧制師範学校のあとに出来た教員養成大学が、一方においては教員養成だけをするのではない。ほかのところについてもできるようにする。又、ほかの大学も義務教育の教員になるものを養成しているという思想であると思う。それは妙味もあると思う。種々運営上障害が起つてきてどうするかということが、文理学部、教育学部、芸学部、三つの関連が起つてきた根本であると思う。このことについていろいろ整理する必要があるのではなからうかということが各位の意見のようであり、私も考えてみる必要があると思つてゐる。建前としては、一方において日本の大学は、あまりに職業的に片寄つてしまわないように、幅の広い弾力性のある深みのある人物を養成するような大学制度を作る必要がある。又専門的な技術的教育をしつかりやつてゆき、それらが調和しなければならぬ。高等学校の制度が改まつた理由は、大学における一般教育をなくするとか、軽んずるとかいうことでは決してない。大学教育を続けながら、専門的な教育をしつかりやつていくというそれに適當した大学制度を考え或は運営していくという問題であらうと思う。

一、予算関係について

臨席の内藤會計課長が国会へ出席のため急がれるので順序を変更し、第六常置委員会委員長に代つて内田東京工業大学長から、昨日稲田大学学術局長のお話によると、大蔵省に大学財政審議会を作らうということであるが、その中心となるべきことは、大学の特別会

計ということではないかと思うが、この点についての見通しはどうであるか、又、来年度の大学の施設拡充に関する文部省の対策を承りたいと質され、これに対し、内藤會計課長から、特別会計の問題は、大学全体を含めて来年度予算と共に検討さるべき問題であらうと思うが、未だ文部省としても大蔵省としても結論に到達してはいない。或は他の予算との関連において提議される可能性が強いと思つている。次に来年度予算の関連において、特に国立大学の予算はどうかということであるが、一兆円予算であつて、非常に窮屈なことははつきりしている。特に生活保護費の關係が相当増額され、又義務教育、失業対策等所要事項が多く、明年度は更に窮屈ならざるを得ない。唯、国立大学の予算については、大蔵事務当局も極めて好意と同情を持つており、出来るだけご希望に副うよう折衝中であるその内示は近くあると思うと答えられた。

第二常置委員会所管事項

一、大学の入学試験について

中央教育審議会の答申中にある大学の入学試験問題を取り上げて話したが、大体趣旨は結構だと思つて。従つて文部省所管の機関により、出来るだけ早く整理してもらいたい。唯、問題は、全国一斉に入学試験を行うとしても、具体的にどうするかということである。

これについては、旧制高等学校の場合に一律一斉に実施したことがあつた。当時の経験は参考になると思つて、然るべき機関に付して十分検討の上、なるべく早く具体案を作ることを望むものである。

二、高等学校の教育課程について

これについては中央教育審議会の答申の資料の配付を受け、中等教育課長の説明を聴取したが、これは未だ決定案ではなく、近く決定されることであつた。その要点は、従来生徒が自由に選択しておつた自由選択コースをやめて、一定のコースを学校で定める。それを生徒が履修する建前である。種々詳しいことを検討したが、例えば今までの高等学校の必修が三十八単位、選択が四十七単位、合計八十五単位を履修することになつてゐるが、従つて必修の幅が非常に広くなつておつた。三十八単位は共通必修である。しかし大学の工学部を受験する者が、物理も

化学も履修せずに来るといふ問題が起つてくる。今度はこういうことではなく、学校で設けた教育課程のいずれかを生徒が決めて履修する。即ち必修の分量が殖えるのである。第一学年において三十二単位全部必修第二学年においては二十八単位が必修、第三学年においては、二十七単位が必修、総計九十六単位中八十七単位を必修、即ち九〇パーセントが必修で極めてがつちりした教育が行われる。これは大学の準備教育ではないが、基礎教育として非常に重大な変化となつた。種々意見もあるが大体において趣旨は結構である。唯、そのうちに芸術課程、職業課程というようなものが、高等学校において必修によつて六単位を取らなければならぬということは、従来からの例もあろうが、これは十分検討する余地があるだろうと思う。細かいことについては、種々問題はあつた。例えば高等学校の卒業程度において、入学試験を行うという場合に、理科は何単位から何単位までと最小、最高を示しているが、その最小で試験するのか、最高で試験するのか問題になつてくる。科目の必修の単位に幅を持たせるといふのが方針のようである。いずれにしても昭和三十一年度から恐らく実施されると思うが、趣旨において賛成である。この書類は文部省から各大学に配付願ひたい。

三、入学試験における希望科目について

現在の高等学校の制度は、未だ当分続くとするが、入学試験における希望科目の最大公約数をまとめると前総会において話合つた。その後、資料が集まつたので、明年委員会を中間において開き、十分検討の上、各大学とも連絡して最大公約数を決めたい。これは工学、農学などは、いろいろ履修科目が違ふので、二科目以上を行うことは、高等学校の教育を阻害する。委員会としては、出来るだけ幅のある案を作り、各大学へ連絡の上、明年の総会に提出したいと思う。

四、新制大学の専門教育について

右については、工学、農学というような職業教育の科目は、一体どの位あるか、文部省の資料により検討した。農学部のあるコースに相当するところに、約十五の講義科目があり、その講座は七倍である。このように非常に多くの講義をするということが現在の新制大学のそういう教育に適しているかどうかということが問題であらうと思う。結局大学が

どういふ人材を教育するかといふ目的使命をよく考えてそれから割り出して各大学の教育を定めるのではないかと思うが、今のところ資料によると、旧制大学において行つたそのままを羅列しているという感があるこの問題も非常に大事なことで、今少しく資料を集めて、明年五月に委員会を開いて再検討しようといふことになつており、未だ結論は出ていないのである。

右の報告に対し、次のような質問応答があつた。

1 戸田金沢大学長から、高等学校においてコースを設け、医学部に入學したものは、このコースを、薬学部に入學したいものはこのコースを履修するようになつてゐるのか、元の高等学校のように、一部、二部、三部といふものを組ましたものになるのかとの質問あり、これに対し、小池第二常置委員会委員長から、文科系統、理科系統或は又その中間、文理科的教育課程かそのほか家庭或は職業教育課程の教科の學習に制限を付し、そのうち何れかを學生が選ぶことになつてゐる。入学試験にいろいろの影響を受けてゐるから、文科系統、理科系統等種々の系統を履修し、そのうちに九十六単位を盛り込んでゆく。元の高等学校の文科理科のようなものではないように思うと答へられた。

又、高等学校教育課程審議会の委員長である木下東京学芸大学長から、次のように答へられた。

初めからコースを細かくはつきり分けるということはない。どちらかといへば教養コースになるようにしておき、従つてそういうふうな簡単なコースになるというわけではない。しかし、各高等学校の見識において、出来るだけこの教科そのものの幅を広くしておき、その上で生徒の研究の傾向に基き、初めの第一学年は極めて基礎的なものを課し、第二、第三学年においては、種々のコースに分けることができるよう幅をおく。即ちそれぞれの土地の事情なり、生徒の傾向に基き、それを利用して高等学校に特色を発揮させるといふことが趣旨である。この趣旨にもとづいて標準としてあり得るコースの予想を検討した結果こういう案にしたならば、このような教育課程が、その学校にできるということ、五つほど案を作つてゐるのである。それはa、b、c、d、eといふコースの名を付した。結論からいふならば、a

というのは、文科系統の時間が多くなつてゐる。bは理科、c、dというのは職業課程或はそれらの組合せで二様になつてゐる。eというのは、文理と合せてその上に主要なものをまとめてある。高等学校において、どのコースを採るか、その土地により、もつと幅を持たせ、aとeとを組み合わせたようなコースも出てくるのである。初めから自分の学校は文科系であるということにはしないことになつてゐる。例えば、aが文科的になつてしまつて、結論から見れば、その高等学校は文科系であるかも知れないので、これを科目別に教育課程をそれによつて編成するというようなことも出てくるという細かいところまで検討しているが、文部省から束縛されずに各高等学校が自主的にカリキュラムを編成すべきだろうという細かいところまで答申案に関して申合せてある。

2

戸田金沢大学長から、教育課程の幅を広くすることは結構だが、それがためには、教官の員数及び経費も増加しなければならぬ。文理科大学の関係からいうと幅は広過ぎ、開口は広いが奥行きがない。卒業生は何も分らないということもあるので、この点考慮願いたいと述べられた。又、小池第二常置委員会委員長から、旧制の中学校は、文科、理科の区別はなかつた。旧制の高等学校においては、文科、理科の区別をした。今度の新制高等学校では、年令は十八才位だが、旧制の中学生より、むしろ年令は多い。この年代において文科系、理科系という教育に偏して行くことはどうかという疑問を持つてゐるので、この点伺いたいと述べられた。

以上に対し、木下東京学芸大学長から、現行の高等学校の方針をくすさない方針であるが、六、三、三、四の三として高等学校は定められてあるので、コース制度といつても元の実業学校の工業学校や商業学校のようにはつきりしたものではない。先き程の報告のうちに、芸術と家庭と職業と三つが、六単位のうちで履修しなければならぬとなつており、それには条件がついてゐる。六単位のうち、芸術二単位を履修することが望ましく、女子においては家庭四単位を履修することが望ましい。又所によつては、芸術六単位でもよく、又、六単位を職業としてもよいというように、大変弾力があり、その弾力が非常に

重要である。前には芸術二単位は必修となつておつたが、それが望ましいということになつたことは、芸術の教育は非常に残念に思つてゐる。これは大学への進学に差し支えるのではないかと心配があつたのである。このことを高等学校の立ち場から考えると、今日、大学へ行く学生は非常に少なく、東京の場合においては六十パーセントが直ぐ職業に就くということである。そういうことを考え、又、高等学校の性格から考へて、芸術二単位を六単位のうちから採ることが望ましく高等学校によつては六単位を全部採るといふことは、高等学校の特色が出てくるのではないか。六単位を必修にしてもいいが、それぞれを組み合わせたものをやるということもいいことだと思つてゐると答へられた。

3

会長から、高等学校の教科制度の改善は、高等学校自身の内部からの声か、或は大学又は入学試験委員会からの要求なのか、いずれが主になつてゐるのかと質され、木下東京学芸大学長から、それは非常にむずかしく、高等学校の制度を新しい制度により実施したところ、種々の欠点が出てきたので、整備する必要があるということから、そのうちには只今のような話があつたかも知れないが、或は職業教育、産業教育の立ち場からも、又、一般高等学校の教育の方からも論議されてゐる。そのうちには大学の連絡があつたかも知れない。それは三年前から審議会が開かれ、各大学からも要求が多く、一年やつても二年やつても結論が出ないので、昨年漸く中間報告したのである。今年は三年目のことで、私は三年目から関係し、事情はよく分らないが単に大学側のためばかりではないと思つたと答へられた。

第三、第四常置委員会所管事項

一、アジア学生結核療養所へ入院の問題について

北京に出来るアジア学生結核療養所というものの性格がはつきりしないので、文部省の西田学生課長の説明を願つたが、大体ブラッグに在る国際学連が学生サナトリウムを建設してゐるので、恐らくその関係からきたものだろう。北京に約二百床の療養所を作る予定で、本年先ずその第一回に、二百床のうちの四十床を日本の学生に与えられるということとを全学連に照会があつた。さしあたり七名ずつ入院させる。そこで、今

その方面で入院患者を選考中だが何かはつきりしない。いろいろ討議したのであるが、結局これは可も不可もない。各大学において適当な措置をしてもいい、あとは外務省の方針で決めるべきである。それは公共の立ち場から見ても、北京の結核患者を收容するところに、日本の学生を行かせるということが腑に落ちないところがあるからである。しかし別に私共は、平和攻勢は世界の大きい問題であるが、それにかかわる必要もないと思うが、学生が行きたければとめはしない。又、勧めもしないのがいいことに了承された。

以上の報告については、学生の行くことをとめもせぬ、又、勧めもしないという事は、手ぬるいのではないかと、その他種々意見の交換があつたが、結核の学生に対しては、いろいろ考えてやらなければならぬ問題であるが、この問題はどうしても政治的意味合いが含まれてるので簡単ではなく、各大学が一致して処置を取るとはむずかしいと思う。学生の海外旅行を許すかという事で形式的に考えるべきかと思う。その際に、学業を放棄して海外に行くという事は、許されないとか或は特別な事情があるならば許すとか、その特別な事情とは、いかなる事情であるか、それは個々の場合において、その学校において決定して然るべきだと思ふ。学生は就学中のものであるが、学生の管理、監督のできないところで、相当長い期間おくという事は、学校としては承認できない。未だ公然と交際が行われていない国へ学生の旅行は許されてもいない。個々の大学における処置として行うべき事柄であろう。それで、本協会として話し合いをすることはいいが、各大学が一致して行動することは困難だろうということであつた。

二、学生運動について

学生運動については、昨年はあまり手荒いことはやつていない。手荒いことをすると他の学生はつてこないのでやらないが、これらのことについては、適宜その動きに対しては、その都度善処していこうということになつた。西田学生課長の説明によれば、昭和二十九年大学卒業生十一万人、全関東大学は七万人あり、そのうち半分も就職がむずかしい。政府でも尽力しているから、各大学においても卒先してこれに協調斡旋されたいとのことであつた。

三、学生の健康保険問題について

右については、文部省においても一段の努力をされているとのことであるが、厚生省にも関係あり、何とか円満に早く出来ることを望む。昭和三十一年度には、実現の出来るところから早く実現させてもらいたい、他大学の学生処罰について

右につき、滝川京都大学長から発言があつたが、これはデリケートな問題なので、会長の意見のように地域的にその所々で善処するのがよろしいじやないかということであつた。

第五 常置委員会所管事項

一、教授の交換について

新しい問題がないので、さきに研究した大学間の相互協力関係の問題の一つである教授の交換について更めて討議したが、これについては旅費その他滞在費等財政上の裏付けがなければ、計画を進めても何の役にも立たない。よつて、その裏付けのことについては、第六常置委員会において、これが措置を考慮願いたい。

これに対し北川大阪学芸大学長から、現在はこれらの費用が旅費の科目によつてのみ支出する外途がないが謝金等からも支出できる方途を研究願いたいとの要望があつた。

第六 常置委員会所管事項

一、大学財政審議会という国立大学の整備拡充に関する審議会が、昨日大学学術局長のお話で、来年度において予算措置を講ずることとて一同感謝している。その実施を強く希望する。その構成についてもあらかじめ本協会へ相談あるやに承つてゐる。

二、教官の待遇については、何回も本協会の総意として要望したのであるが、今後も繰り返し要望することとし、会長へ一任したい。特に文部省におかれては、学長の十五級と役職員の職務俸について更に尽力を願いたい。

三、在外研究員制度を拡充されたい。この制度のために各大学では研究の進展、その他の面で非常に便益を得ているが、その予算が少ないので、十分各大学にゆきわたるとか、或は各専門分野にゆきわたるといふ点に遺憾の点がある。昨年度において大体二千五百万円ばかりの予

算が浮き、人数にして三十五名位になつてゐるが、せめてこれを大学の数位（七十二）の人数を確保し、各大学に平均にゆきわたるといふのであるが、この程度にまでは、是非持つてゆきたいとの希望があつた。

四、第五常置委員会から連絡のあつた教官交換の問題について討議したが、旅費とか謝金に類するものを適当な方法で使用することができるといふ意見であつた。これに関する委員会を設置することを要望した。

五、電力問題については、専門委員から詳細な説明あり、それについて討議した。現在の線では、主として医学、農学、工学、理学の専門分野では、かなりの効果が期待されるが、その他の専門分野においては、いわゆる大口、小口といつたような取扱ひのやり方なども出てきそうである。そこでこれを教育並びに研究用の電力として、そういう枠を獲得するという事で、更に努力してはどうかとの意見であつた。これは現在の線が通商産業省とか電力会社の考え方が少しく違つてゐるので、今のところそのままにしておいて、今後も更に研究を続行したいといふことを申合せた。これは各電力会社によつて若干違ふのであつて、東京の関東電力では八十パーセント以上、中部電力では五〇パーセント以上なら大口、小口を認めるというように違ふのである。それで地方別に電力会社のバックアップの下に交渉するより方法はないだらうということであつた。

六、本委員会では、予算の折衝が活発に行われる前に、大蔵省の関係官と、会長も出席されて懇談したが、大学の実情を認識してもらふことでは、効果があつたと思うので、今後も適当な時期と方法で続行することは必要とのことで善処することとした。

以上の報告に対し、鰐淵熊本大学長から、国立大学の教官待遇に関連することであるが、停年制を実施することは、各大学の随意であるが、それにより退職したときの待遇、又、その勧告に従つて退職しない場合はどうなるかとの質問あり、第六常置委員会委員長からは、そのことは建話題に出なかつたと答えられ、清水人事課長からは、退職のときには建前としては、一号昇給することになつてゐるが、恩給の基礎にはならな

い。数年前、臨時退職手当臨時措置というものがあり、それによると大体二十年以上の勤続者は、普通退職に対して八割以上を増してゐる。停年退職であるとか、六十才以上であるからということではない。その勤続ということは必ずしも連続でなくともよいと答えられた。又、春山大学課長から大学で停年制を決めたならば、それを守らなければならぬだらうと答えられた。

第七 常置委員会所管事項

一、昨日は、教員養成学部現在のつき、前田教職員養成課長から、現在教育庁或は各国立大学又は大学協会で研究されている改善内容について具体的な説明を聴取した。本委員会としては、教員養成学部と他の学部との協力その他について大部話し合つた。教養学部と文理学部との関係が、現在の制度下で極めて円満に且つ相当有効に協力が行われている大学も幾つかある。例えば茨城大学の如きがそれである。又山口大学においては、抜本的な改革案が既にまとまつており、今少しく時間をかければ、相当な改革ができ、その際には、なお、一層円満な関係が成り立つだらうとのことである。その他にもこのようなことがあるようである。勿論、中には個々の学部の自主性、独立性を主張するあまり、他の学部の要望を容れないという風潮も若干ある。特に教員養成を考えた場合の講義の内容として不適当なものが押しつけられるということがあつた。しかしこのことについては、更に第一常置委員会と合同の会議で検討することに打合せてある。

二、教員養成の制度については、種々研究中であるが、四年制をもつて原則とし、二年制は早く廃止してもらいたいという話し合ひであつた。しかし、このことは文部省においては、現実には実現中で、昭和三十一年度には、二年制の募集約一万一千人のうちから二千人を減じ、その代り四年制は一千人を増加し、出来れば昭和三十一年、三十二年度においても、或る程度減じたいとのことである。しかし、例えば北海道におけるように、地方の実情或は女子教育の問題のため、全面的に実施できないが、是非適当な方向へ持つていきたい。又、昭和三十一年度には、二年課程中、中学校の教員課程を廃止したらどうかということ文部省において検討中だとのことである。このように義務教育教員

の質が漸次向上するとうようなことは喜ばしいことである。なお、安達山梨大学長から、現職教育についての話があつたが、それによると、中には熱心で効果あるものもある。又この教育を実施して主権者別に見ると県教育委員会と大学と半々であるとのことである。大学又は地方により教育内容成績は区々でその程度も亦種々あり、一概に廃止していいとも、現状のままでもいいともいえない。関係当局において工夫願いたい。教員免許法の改正することにより、文部省では昭和三十三年度までにこの教育を一段落させる考えであるとのことである。その後は単位に関係のない現職教育となり、大学の聴講生とかその他の方法を採るとのことである。ついでには今後数年間は、従来通りの現職教育を大学と県教育委員会にて実施するようお願いしたいと本委員会で話し合つた。これが根本的の結論は、第一常置委員会と協議の上で決定するが、本日は中間的報告である。

以上の報告に対し、次のような質問応答があつた。

1 小池千葉大学長から、二年課程は昭和三十年から全国的に二千名減ずることになるとのことであるが、その場合には文部省で恐らく計画養成となると思うが、各大学に連絡があるか、又、教育学部のあり方と文理学部とのあり方と非常に開きがあるが、教育学部で文理学部的な方向に推進の仕方をしている学部はないか、又、教育学部のあり方について検討されたかとの質問あり、これに対し、柴沼第七常置委員長から、二年課程の学生募集については、各大学で県の事情を聞いてそれを前提として定め、又、教育学部のあり方については、相当話合はあつたが、かなり専門的なものを含んでいるので、本委員会としては、各委員会の研究事項を聴取した程度であると答えられた。

2 安達山梨大学長から、文部当局に何うが、山梨県は非常に財源が少ない県なので、退職金を払わないため、今年度は退職希望者は極めて少ない。来年度は一層少ないと思う。これでは本学学芸学部出身者は就職できないことになるがどうか。又、先般大月に短期大学を設置し、教員を養成することだが文部省の趣旨に反するよう思うに思われ、現実の問題として悩みがあると質され、これに対し、前

田教職員養成課長から、教員養成の方針は、一応、全国的に教員の退職する実績からその養成数を決定している。そして各大学については、その養成数を教育委員会と相談し、その前年に文部省と相談して予算措置を取ることにしている。山梨県のように退職手当の問題から退職する者が少ないということは一般的ではないことである。全国的から見れば、何パーセントでもないのである。若しそういう場合には、どうするかとのことであるが、それは何パーセントでもないから、特別な年に特別な問題として、全国的に山梨大学の卒業生を他の県例えば北海道などへ廻すことを考える。又、僻地の教員充足の問題もあり、他地方では足りないところもある現況である。大月の短期大学の設置については、山麓で教員が少ないという特殊な実情から出ており、かかる問題は個々に考えたいと思うと答えられた。

大学間の情報連絡について

滝川京都大学長から、学生は全般的に情報を連絡しているので、これに対応する措置を講ぜられたいとの申出あり、会長から各大学の厚生補助部において情報を交換して横の連絡を取ればよいと思うと述べられた。

最後に、会長から、今回の総会では要望書を作成するよう提案はないから、要望書は提出しない。唯、審議の状況は、文部当局も出席聴取されているが、総会の要望点は、よく文部当局へ説明する考えであると述べられた。

以上をもつて正午閉会、第十回総会を終了した。

5、役員會

日時 昭和三十年四月二十八日(木)午後一時開會

場所 東京大学大講堂南側會議室

出席者 会長及び各役員

欠席(一橋大学長、熊本大学長)

文部省側 稲田局長、春山課長

矢内原会長司會の下に開會

大学設置審議会委員木下一雄氏、佐藤武雄氏は任期満了に因り、糸魚川祐三郎氏は退職に伴う委員の辞任に因り、以上三氏の後任候補者として倍数の六名を推薦されたいとの文部省からの依頼に基いて、協議の結果前者に対しては、

○木下一雄(東京学芸大学長)

○田所哲太郎(北海道学芸大学長)

○佐藤武雄(信州大学長)

大杉 繁(静岡大学長)

の四名を、後者に対しては

○大畑文七(滋賀大学長)

大野純一(小樽商科大学長)

の二名を、会計六名を推薦することに決定した。(四月三十日附文部次

官宛推薦済)

次に稲田局長から昭和三十年度の国立大学関係の予算について説明をきく。

文部省全体で前年一、一九一億が今年は一、二三一億で三九億の増
内国立大学、(病院、研究所を含む)では二九八億が三〇九億となり
一〇億の増となつてゐる。増加類は一五億であるが全面的に節約を受
けているその額が五億なので純増は一〇億ということになる。

この内新規の増加五億では学校病院で二億研究所で三億である。基
準的経費では伸びていないので本質的には遺憾である。

基準的経費の節約は職員旅費一〇%多外国旅費一〇%多教育研究旅費三
%、一般庁費五%、施設費一〇%、交際費二〇%庁費の増五、〇〇〇

万円
補導経費中旅費は大巾に増した。

新規増の主なもの

大学院のための不完全講座充実教官増九五人

講座の増は大きな大学に一講座づつ

京都大学に航空学科、学部学科の増、短期大学、専攻科等の増設、
研究所では東京大学に原子核研究所を、又部門の増として、応用微
生物研究所、理工学研究所、非水溶液学研究所、天文台微生物研究
所、地震研究所等に認められる。

科学研究費は昨年八億四、〇〇〇万円本年一〇億五、一〇〇万円で二
億の増、化学のため一億五、〇〇〇万円その他一億そして五%の節約
となる。育英事業は三八億が四一億に、三億の増であるが、これは月
額の増加と大学院学生学年進行に伴う分である。文教施設費関係は昨
年一八億が二一億に約三億の増加であるが、これは老朽校舎の改築に
あてられる。

一兆円の枠でおさえられた上に公約履行分がさかれるため非常に伸び
なやみやりにくかつた、従つて一五億の増も極く緊急なものだけを選
ばなければならなかつたのは甚だ遺憾である。

学生健康保険については調査費八五万円だけ、国立大学整備に関する
審議会の設置の費用は財政調査の面で要求したが通らなかつた。定員
については六八二人減七五七人増差引七五人の増となつてゐる。

次に会長より

フランス・パリー所在の国際大学協会から一九五五年九月十九日から
二十四日までトルコ・イスタンブルにおいて開催される第二回総会に
当協会からもオブザーバーを派遣されたい趣の懇請状が来てゐるので、
このため人選や旅費等について考慮中である旨を述べられた。

次に、本協会第十一回総会開催の日取は、協議の結果来る六月九日
(木)と翌十日(金)の両日とすることに決定した。

なお、進藤事務局長より

昭和二十九年年度決算、及び昭和三十年年度予算案について(別紙配布)、
説明があり、異議なく承認された。(午後四時散會)

二、 会 計 報 告

昭和30年4月28日開催された当協会役員会において了承された

昭和29年度（自昭和29年4月1日 至昭和30年3月31日）決算 及び

昭和30年度（自昭和30年4月1日 至昭和31年3月31日）予算案 は次の通りであります。

昭和29年度（自昭和29年4月1日 至昭和30年3月31日）決 算

国立大学協会

| 科 目 | 当初予算額 | 予算現額 | 決 算 額 | 予算現額と決 算額との比較 | 備 考 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|------------------|----------------------------------|
| 歳 入 の 部 | 2,180,000 | 2,180,000 | 2,180,585 | 585 | 内2万円 28年度会費 |
| 1. 会 費 | 1,210,000 | 1,210,000 | 1,210,000 | 0 | |
| 2. 預 金 利 子 | 30,000 | 30,000 | 24,025 | △ 5,975 | |
| 3. 前年度繰越額 | 940,000 | 940,000 | 946,560 | 6,560 | |
| 歳 出 の 部 | 2,180,000 | 2,180,000 | 1,229,139 | 950,861 | |
| A 事 業 費 | 930,000 | 930,000 | 536,799 | 393,201 | 第九回及第十回総会 一回 二回 第六号及第七号 |
| 1. 総 務 費 | 270,000 | 330,000 | 321,464 | 8,536 | |
| 2. 役員 会 費 | 90,000 | 60,000 | 6,120 | 53,880 | |
| 3. 委員 会 費 | 90,000 | 60,000 | 14,730 | 45,270 | |
| 4. 会 報 発 行 費 | 80,000 | 80,000 | 60,000 | 20,000 | |
| 5. 調 査 研 究 費 | 400,000 | 400,000 | 134,485 | 265,515 | |
| B 事 務 費 | 950,000 | 950,000 | 692,340 | 257,660 | 職員三人 |
| 1. 人 件 費 | 660,000 | 660,000 | 624,351 | 35,649 | |
| 2. 備 品 費 | 30,000 | 30,000 | 880 | 29,120 | |
| 3. 借 入 料 | 20,000 | 20,000 | 17,689 | 2,311 | |
| 4. 消 耗 品 費 | 40,000 | 40,000 | 6,250 | 33,750 | |
| 5. 印 刷 費 | 40,000 | 40,000 | 1,200 | 38,800 | |
| 6. 通 信 費 | 50,000 | 50,000 | 10,740 | 39,260 | |
| 7. 旅 費 | 50,000 | 50,000 | 11,150 | 38,850 | |
| 8. 雑 費 | 60,000 | 60,000 | 20,080 | 39,920 | |
| C 予 備 費 | 300,000 | 300,000 | 0 | 300,000 | |
| 翌 年 度 繰 越 額 | 0 | 0 | 951,446 | 951,446 | |

昭和30年度（自昭和30年4月1日 至昭和31年3月31日）予 算 案

国立大学協会

| 科 目 | 金 額 | 摘 要 |
|--------------|-----------|---|
| 歳 入 の 部 | 2,170,000 | 1学部当り5,000円 238学部 計1,190,000円 |
| 1. 会 費 | 1,190,000 | |
| 2. 預 金 利 子 | 30,000 | |
| 3. 前年度繰越額 | 950,000 | |
| 歳 出 の 部 | 2,170,000 | |
| A 事 業 費 | 930,000 | 72大学約170人1人 1,000円(2日) (茶菓弁当その他) 計170,000円年2回分 役員等20人 1人 500円 (" " " ") 計 10,000円年5回分 委員等15人 1人 500円 (" " " ") 計 7,500円年8回分 年2回発行 1回40,000円 調査会及び研究会費 (手当、車代、茶菓その他) |
| 1. 総 務 費 | 340,000 | |
| 2. 役員 会 費 | 50,000 | |
| 3. 委員 会 費 | 60,000 | |
| 4. 会 報 発 行 費 | 80,000 | |
| 5. 調 査 研 究 費 | 400,000 | |
| B 事 務 費 | 940,000 | 職員3人 1人年額平均220,000円 (賞与昇給等を含む) 机、椅子等購入 (現在東大より借用中) 総会場借用及び事務局電話料金等 会報以外の印刷 72大学1回平均1,000円年50回 (電報、書留、速達などを含む) |
| 1. 人 件 費 | 660,000 | |
| 2. 備 品 費 | 30,000 | |
| 3. 借 入 料 | 40,000 | |
| 4. 消 耗 品 費 | 30,000 | |
| 5. 印 刷 費 | 40,000 | |
| 6. 通 信 費 | 50,000 | |
| 7. 旅 費 | 40,000 | |
| 8. 雑 費 | 50,000 | |
| C 予 備 費 | 300,000 | |

三、彙報

1、国立大学協会会則

第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。

第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 国立大学の振興につき必要な調査研究

二 教授及び研究上における大学相互の協力援助に関する事項

三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章 会員

第五条 本会は国立大学を会員として組織する。

第三章 役員

第六条 本会に次の役員を置く

一 会長 一人

二 副会長 一人

三 理事 十四人（会長、副会長を含む）

四 監事 二人

第七条 理事及び監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員の仕事は、次のように定める。

一 会長は、会議を総理し、本会を代表する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

三 理事は理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員任期は、二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 会議

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 議事はすべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。但し、会長が必要と認めるとき又は会員拾名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2 会長は総会の議長となる。

第十二条 理事会は、毎年三回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第五章 会計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日
で終る。

第六章 雑則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならぬ。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

附則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

2、国立大学協会役員一覽表 (昭和卅年六月現在)

会長(理事) 矢内原忠雄(東京大)
 副会長() 森戸辰男(広島大)
 理事 杉野晴貞(北海道大)
 高橋里美(東北大)
 小池敬事(千葉大)
 内田俊一(東工大)
 江田正義(横浜国立大)
 戸田正三(金沢大)
 勝沼精藏(名古屋大)
 滝川幸辰(京大)
 正田次郎(大阪大)
 辻田力(愛媛大)
 山田穰(九州大)
 鰐淵健之(熊本大)
 中山伊知郎(一橋大)
 古林喜楽(神戸大)

各常置委員一覽表

(不順)

第一常置委員会(大学の組織、制度に関する問題)

滝川幸辰(京大)
 佐藤武雄(信州大)
 安達禎(山梨大)
 蠟山政道(お茶の水)
 山田穰(九州大)
 鰐淵健之(熊本大)
 岡出幸生(三重大)
 江国正義(横浜国立大)
 辻田力(愛媛大)

委員 関口純一(山形大)
 第二常置委員会(学科課程、入学試験等に関する問題)
 委員長 小池敬事(千葉大)
 委員 佐野秀之助(秋田大)
 西野成甫(群馬大)
 大杉繁(静岡大)
 遠藤隆次(埼玉大)
 高橋里美(東北大)
 大畑文七(滋賀大)
 阿部孝(高知大)
 花田大五郎(大分大)
 中沢良夫(京都工芸)
 栗原一男(宮崎大)

第三常置委員会(学生の補導に関する問題)

委員長 東野竜太郎(茨城大)
 委員 杉野晴貞(北海道大)
 阿部久次(福島大)
 甲中丑雄(東京農工大)
 古林喜楽(神戸大)
 岩崎真澄(和歌山大)
 下田光造(鳥取大)
 緒方健三(鹿児島大)
 嘉村平八(九州工業大)

第四常置委員会(学生の厚生に関する問題)

委員長 戸田正三(金沢大)
 委員 古屋野宏平(長崎大)
 井関貢(商船大)
 松生義勝(東京水産大)
 山内得立(京都学芸大)

第五常置委員会(大学の協力に関する問題)

委員長 長尾 優(東京医歯科大)

委員 鈴木 外岐 雄(宇都宮大)

郡 場 寛(弘前大)

平 沢 俊雄(大阪外語大)

委員 寺 沢 寛一(電気通信大)

正 田 健次郎(大阪大)

上 野 直昭(東京芸術大)

石 原 寅次郎(富山大)

児 玉 桂三(徳島大)

西 松 久光(佐賀大)

重 倉 彦(福井大)

山 根 新次(鳥根大)

井 口 鹿象(室蘭工業大)

第六常置委員会(大学財政に関する問題)

委員長 沢 田 節藏(東京外語大)

委員 小 華 和忠士(帯広畜産大)

鈴 木 重雄(岩手大)

内 田 俊一(東京工業大)

井 口 俊一

中 山 伊知郎(一橋大)

勝 沼 精藏(名古屋大)

清 水 勤二(名古屋工大)

谷 口 吉彦(香川大)

大 羽 真治(神戸商船大)

藤 井 種太郎(福岡学芸大)

第七常置委員会(教員養成に関する問題)

委員長 柴 沼 直(東京教育大)

委員 木 下 一雄(東京学芸大)

田 所 哲太郎(北海道学芸大)

清水 多栄(岡山大)

伊藤 泰一(新潟大)

吉井 義次(岐阜大)

内藤 卯三郎(愛知学芸大)

落合 太郎(奈良女子大)

富本 陸治(奈良学芸大)

事務取扱

北川 久五郎(大阪学芸大)

松山 基範(山口大)

第三、第四常置委員会専門委員

北海道大学学生部長 柳瀬 良軒(三〇五二)

东北大学学生部長

千葉大学学生部長

東京大学厚生部長

東京学芸大学教務補導部長

東京教育大学厚生補導部長

一橋大学厚生補導部長

信州大学厚生補導部長

金沢大学学生部長

京都大学学生部長

名古屋大学学生部長

太林作治郎(三〇八二)

大塚 博喜

末永 茂嵩

柏木 嵩

斯波 義慧

鎌田 正宣

下村 康

堀崎 潮

田崎 忠勝

窪田 敏夫

田中 周友

山下 康雄

平塚 錦平

丸山 国雄

瀬尾 三郎

酒井 清一

森河 敏夫

大阪大学学生部長

茨城大学学生部長

九州大学学生部長

山梨大学学生部長

広島大学補導部長

第六常置委員会専門委員

進藤 小一郎 東京大学事務局長

佐藤 憲三 東京工業大学事務局長

樺島 寛之助 東京外国語大学事務局長

3、奈良学芸大学長能勢朝次殿御逝去

奈良学芸大学長文学博士能勢朝次殿には、昭和三十年二月二十五日午後一時五十分京大附属病院において、心臓マヒのため永眠せられ、(六十歳)二十七日午後二時から奈良市登大路町の公舎において密葬、三月十日大学葬を執り行はれたので、矢内原会長より弔電を寄せられた。故学長は、能楽研究で知られ、昭和十一年「能楽源流考」の研究で学士院恩賜賞を受けられた。

4、学生就職対策本部設置要綱について

本件について、左記の通り、労働事務次官より本協会長に対し依頼があつたので、本協会からは、委員として事務局長進藤小一郎、幹事として第三、第四常置委員会専門委員斯波義慧を委嘱されるよう申入れ、その通り決定された。

記

拝啓 時下初冬の候益々御清祥のこと、存じお慶び申し上げます。労働行政諸般の問題につきましては、かねがね一方ならぬ御高配を忝うし、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

さて、現下の経済情勢により各企業における新規雇用は縮減の傾向を見ているところでありまして、明年三月新規大学卒業者の就職問題につきましても相当困難な事情にあるところで御座います。このような雇用情勢は単に大学卒業者をして徒らに失業の不安におのかせるのみならず、更に又第一多数未就職者を出す如きことに立り至りますときは、たゞに国家経済における損失にとどまらず、ひいては由々しき社会問題ともなり、このような事態のもたらす影響は深く憂慮されるところであります。速かに適切なる就職促進対策が講ぜられることが、切に望まれている次第で御座います。

従ひまして、政府といたしましては、このような事態に対処するため、当面の緊急措置として中央及び枢要都道府県に關係官庁、経営者団

体、大学及び報道機関等の御協力を得て、別添要綱によつて学生就職対策本部を設置し、大学卒業者の雇用勧奨、啓発弘報等一聯の就職促進方策について推進いたして参りたいと存じている次第で御座います。

つきましては、この意を了とせられ、学生就職対策中央本部の活動を効果あらしめるため、貴機関より右本部委員を御委嘱いたしたく存じますので、歳末何かと御多端の折柄まげて御承引下さるよう貴意を得たく、御依頼申し上げる次第で御座います。

昭和二十九年十二月十一日

労働事務次官 斎藤邦吉

国立大学協会 会長 殿

(別添)

一、目的 学生就職対策本部設置要綱

現下の経済情勢の推移に伴い深刻化している大学卒業者の就職難に対処するため、緊急措置として中央及び枢要都道府県に、官公庁、経営者団体、報道機関等をもつて「学生就職対策本部」を設置し、新規大学卒業者の就職に関する諸計画の策定、これら学生の帰趨状況調査及び諸般の情勢の収集等を行うとともに、経営者への雇用勧奨、学生の啓蒙その他一般的啓発広報を推進し、もつて大学卒業者の就職促進を図るものとする。

二、学生就職対策中央本部

(一) 設置

学生就職対策中央本部を労働省に置く。

(二) 構成

1 学生就職対策中央本部の委員は次の機関の代表をもつて構成する。

- (1) 労働省
- (2) 文部省
- (3) 全国知事会
- (4) 全国市長会
- (5) 国立大学協会

- (6) 公立大学協会、公立短期大学協会
- (7) 私立大学連盟、私立大学懇談会、私立短期大学協会
- (8) 経済団体連合会
- (9) 日本経営者団体連盟
- (10) 日本商工会議所
- (11) 日本中小企業団体連盟
- (12) 紙パルプ連合会
- (13) 軽金属協会
- (14) 産業機械協会
- (15) 私鉄経営者協会
- (16) 生命保険協会
- (17) セメント協会
- (18) 石油精製懇談会
- (19) 全国建設業協会
- (20) 全国銀行協会連合会
- (21) 重電機経営者協議会
- (22) 日本紡績協会
- (23) 日本繊維協議会
- (24) 電線工業会
- (25) 日本機械工業会
- (26) 日本化学工業会
- (27) 日本鋳業協会
- (28) 日本証券業協会
- (29) 日本船主協会
- (30) 日本造船工業会
- (31) 日本デパートメント・ストア協会
- (32) 日本電気協会
- (33) 日本化学繊維協会
- (34) 日本製糸協会
- (35) 日本石炭協会
- (36) 日本損害保険協会

- (37) 日本鉄鋼連盟
- (38) 日本貿易会
- (39) 日本ガス協会
- (40) 日本ゴム工業会
- (41) 日本電機工業会
- (42) 日本新聞協会
- (43) 日本放送協会
- (44) 日本民間放送連盟
- (45) 日本工業教育協会
- (46) その他

(三) 業務

- 1 学生就職対策中央本部の業務は、おおむね次の通りとする。
- 2 一般社会特に経営者に対し、大学卒業者の雇用に関する広報活動を行うこと。
- 3 学生就職対策都道府県本部と緊密な連繫の下に、大学卒業者に対し、広い視野に立つ就職について啓蒙を行うこと。
- 4 その他大学卒業者の就職促進に関し必要な事項

(四) 運営

- 1 学生就職対策中央本部の部長は労働事務長官とし、その事務は労働省職業安定局（雇用安定課）が行う。
- 2 学生就職対策中央本部の事務的調整を図るため、労働省、文部省、大学の協会及経営者団体からそれぞれ選出された幹事を置く。
- 3 学生就職対策中央本部の運営に関し、必要な事項は本要綱の趣旨に基いて別にこれを定める。

三、学生就職対策都道府県本部

(一) 設置

次の都道府県に学生就職対策都道府県本部を置く。北海道、宮城、

東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、福岡、

(二) 構成

1 学生就職対策都道府県本部の委員は次のものの代表を以て構成する。

- (1) 官公庁
 - (2) 大学
 - (3) 経営者団体（経営者協会、商工会議所、工業会等）
 - (4) 学生就職連絡協議会等の機関
 - (5) 報道関係（日本放送協会、新聞社、民間放送会社等）
- 2 職業安定機関をして本措置を強力に推進させるため、公共職業安定所長を参加させる。

(三) 業務

- 学生就職対策都道府県本部の業務はおおむね次のとおりとする。
- (1) 新規大学卒業者の就職希望状況、就職未就職状況等の帰趨を常時はあくして、その就職促進に関する方策を樹立すること。
 - (2) 経済情勢、雇用状況等大学卒業者の就職に関し必要な調査を行い、情報を収集し、これを大学、職業安定機関に周知させ、その職業紹介活動を円滑ならしめること。
 - (3) 地域社会特に経営者に対し、大学卒業者の雇用に関する広報活動を行うこと。
 - (4) 大学と連繋の下に大学卒業者に対し、広い視野に立つ就職について啓蒙を行うこと。
 - (5) 大学、職業安定機関等と密接な連繋のもとに、経営者協会、商工会議所等の経営者団体を通じ、雇用勧奨、啓蒙宣伝等を推進すること。
 - (6) その他大学卒業者の就職促進に必要な事項

(四) 運営

- 1 学生就職対策都道府県本部の長は都道府県知事とし、その事務は都道府県労働主管部局（職業安定（部）課）が行う。
- 2 学生就職対策都道府県本部にその事務的調整を図るため、都道府県、市、大学及び経営者団体からそれぞれ選出された幹事を置

くことができる。

3 学生就職対策都道府県本部の運営に関し、必要な事項は本要綱の趣旨に基いてそれぞれの本部において別にこれを定める。

5、大蔵当局との大学財政懇談会

本協会総会の希望に基き、昭和三十年一月三十一日（月）文京区関口台町椿山荘において、矢内原会長、第六常置委員、同専門委員等出席し大蔵当局と、大学財政の諸問題について、大学側の要望しつつある緊要の懸案を開陳懇談した。

6、第三、第四常置委員会専門委員会

この会議が昭和三十年五月十一日（水）午前十時から、東、戸田両委員長主宰の下に、東京大学大講堂南側会議室において開催された。